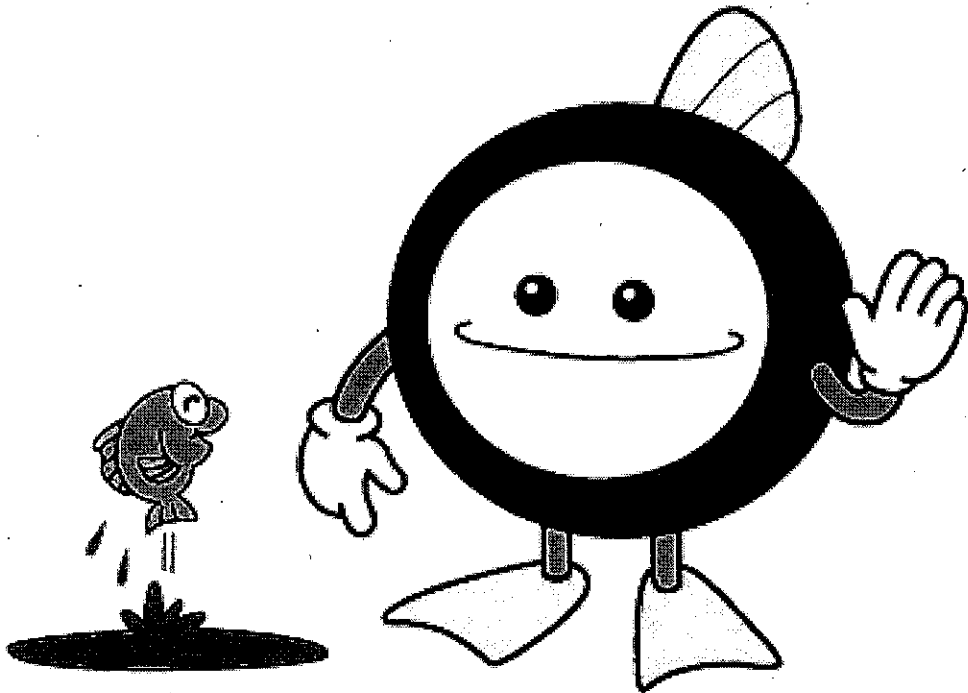


# 柏市下水道事業年報

平成22年版



柏市

# 目次

## I 下水道事業のあゆみ

- 1 下水道年表 ..... 1
- 2 下水道整備経過表 ..... 5

## II 下水道整備計画

- 1 下水道整備計画の概要 ..... 6
  - (1) 計画概要表 ..... 7
  - (2) 処理分区別計画概要表 ..... 8
  - (3) 排水区別計画概要表 ..... 10
- 2 流域下水道の計画概要等 ..... 14
- 3 下水道整備計画 ..... 15
- 4 下水道事業認可の経緯 ..... 16

## III 下水道整備状況

- 1 整備状況
  - (1) 処理区別整備状況 ..... 28
  - (2) 年度別整備状況 ..... 29
  - (3) 下水道事業業務量 ..... 31
- 2 雨水の整備状況(幹線) ..... 33
- 3 千葉県の下水道普及率 ..... 34

## 下水道計画図(汚水・雨水) ..... 35

## IV 下水道の維持管理

- 1 維持管理の状況
  - (1) 管路施設の維持管理 ..... 39
  - (2) 公共下水道台帳の整備 ..... 39
  - (3) 施設の維持管理 ..... 39
- 2 維持管理費の推移
  - (1) 管渠関係 ..... 42
  - (2) 終末処理場関係 ..... 42
- 3 特定事業所等の状況
  - (1) 届出事業場の年度別推移 ..... 43
  - (2) 業種別内訳 ..... 43
  - (3) 立入り検査状況 ..... 43

## V 水洗化普及

- 1 水洗便所改造資金貸付制度
  - (1) 制度の概要 ..... 44
  - (2) 貸付金額の変遷 ..... 44
- 2 指定排水設備工事店制度 ..... 45
- 3 各状況
  - (1) 貸付状況 ..... 46
  - (2) 排水設備申請状況 ..... 47
- 4 普及促進関連 ..... 48

## VI 下水道事業の財政

- 1 財源のしくみ ..... 49
- 2 財源の説明
  - (1) 国費 ..... 49
  - (2) 地方債 ..... 49
  - (3) 一般財源(繰入金) ..... 49
  - (4) 下水道事業受益者負担金 ..... 50
  - (5) 使用料 ..... 52
- 3 グラフで見る下水道の財政
  - (1) 平成 20 年度の下水道事業決算 ..... 60
  - (2) 歳入・歳出決算額の推移 ..... 60
- 4 下水道事業実績(歳入・歳出)
  - (1) 収入状況一覧 ..... 61
  - (2) 支出状況一覧 ..... 61
- 5 流域下水道事業負担金 ..... 63
- 6 市債償還表 ..... 64

## VII 下水道の組織

- 1 組織図と職員数 ..... 65
- 2 分掌事務 ..... 66

## VIII 用語の説明 ..... 67

# I 下水道事業のあゆみ

## 1 下水道年表

年 度	内 容
昭和35年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独公共下水道として、柏駅を中心とした417.18ha</li> <li>・ 計画人口5万人の基本計画を策定。</li> <li>・ 第1号公共下水道（柏処理区：合流式）として市中心部109haについて事業着手。</li> <li>・ 都市計画課に下水道係設置。</li> </ul>
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口10万人を突破。</li> <li>・ 第1号公共下水道の認可面積119haに変更。</li> </ul>
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画を変更。（単独公共下水道：面積4,118.54ha・計画人口25万人・処理場3箇所）</li> <li>・ 第2号公共下水道（十余二処理区：特定公共下水道）として十余二工業団地98haについて事業着手。</li> </ul>
昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行規則制定。</li> <li>・ 柏都市計画特定公共下水道条例制定。</li> <li>・ 建設部下水道課（管理・工務係）設置。</li> </ul>
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十余二終末処理場処理開始，十余二処理場供用開始。</li> <li>・ 第1号公共下水道の認可面積221haに変更。</li> </ul>
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 手賀沼流域下水道（千葉県施工）が事業着手。</li> </ul>
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏市公共下水道事業審議会条例制定。</li> <li>・ 江戸川左岸流域下水道（千葉県施工）が事業着手。</li> </ul>
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,369ha・計画人口362,929人）</li> <li>・ 第3号公共下水道（手賀沼処理区：分流式）として手賀沼流域関連公共下水道149.3haについて事業着手。</li> <li>・ 柏終末処理場処理開始，柏処理区供用開始。</li> <li>・ 柏市下水道条例・柏市水洗便所改造資金貸付条例制定。</li> </ul>
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口20万人を突破。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水・雨水）288.02haに変更。</li> </ul>

年 度	内 容
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏終末処理場最終沈殿池増設。</li> <li>・ 下水道部設置，都市排水・公共下水道の2課でスタート。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水・雨水）485.3haに変更。</li> </ul>
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,724ha・計画人口368,110人 江戸川左岸処理区：面積319ha 計画人口22,100人 北部処理区（単独）：面積805ha・計画人口32,200人）</li> <li>・ 柏市下水道事業受益者負担金条例制定。</li> <li>・ 下水道部3課（下水道業務・下水道建設・都市排水課）に改組。</li> </ul>
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共，特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）1,013haに変更。</li> <li>・ 手賀沼終末処理場処理開始，手賀沼処理区の一部供用開始。</li> <li>・ 江戸川第2終末処理場処理開始。</li> </ul>
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号公共下水道221haのうち88haを第3号公共下水道に編入。（認可面積汚水：1,101ha，雨水：573ha）</li> </ul>
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道4課（業務・計画・建設・排水課）に改組。</li> </ul>
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 基本計画を変更。（手賀沼処理区：面積4,724ha・計画人口368,110人 江戸川左岸処理区：面積319ha・計画人口22,100人）</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）1,599ha，（雨水）897haに変更。</li> </ul>
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第3号公共下水道の認可面積（汚水）2,010haに変更。</li> </ul>
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道使用料改定。</li> <li>・ 第4号公共下水道（江戸川左岸処理区：分流式）として江戸川左岸流域関連公共下水道（汚水）155haについて事業着手。</li> </ul>

年 度	内 容
昭和63年	・基本計画を変更。(手賀沼処理区：面積4,837ha・計画人口378,000人 江戸川左岸処理区：面積319ha・計画人口30,200人)
平成元年	・人口30万人を突破。 ・下水道部機構改革を実施。(下水道業務・下水道管理・下水道計画・下水道建設課)
平成2年	・第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,510haに変更。 ・江戸川左岸処理区の一部供用開始。
平成3年	・第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,534ha,(雨水)1,816haに変更。
平成4年	・公共,特定公共下水道使用料改定。
平成6年	・公共下水道使用料改定。 ・第3号公共下水道の認可面積(汚水)2,856haに変更。
平成7年	・下水道部機構改革を実施。(下水道総務,下水道維持,下水道建設課) ・基本計画を変更。(手賀沼処理区：面積5,498ha・計画人口468,300人 江戸川左岸処理区：面積317ha・計画人口31,700人)
平成8年	・手賀沼流域北部第二幹線(千葉県施工)が事業着手。 ・第4号公共下水道の認可面積(汚水)243haに変更。
平成9年	・公共,特定公共下水道使用料改定。 ・第3号公共下水道の認可面積3,038ha(市街化調整区域2ha含む)に変更。 ・第1号公共下水道(柏処理区)を第3号公共下水道に編入,認可面積(汚水)3,179ha,(雨水)1,959haに変更。
平成10年	・柏市公共下水道事業受益者負担条例改正。(分担金追加)
平成11年	・柏処理区(合流式)を手賀沼流域下水道に接続。
平成12年	・公共下水道使用料改定。 ・第3号公共下水道の認可面積(汚水)3,271ha(雨水)2,042haに変更。

年 度	内 容
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画を変更（手賀沼処理区：計画人口350,000人 江戸川左岸処理区：計画人口20,000人）</li> </ul>
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号公共下水道の認可面積 （汚水）4,151ha（雨水）2,600haに変更。</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料改定。</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年3月28日 沼南町と合併 旧沼南町 基本計画 面 積 1,761ha 計画人口 56,400人 沼南町第1号公共下水道の認可面積 （汚水）783ha（雨水）310ha</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号公共下水道の認可面積 （汚水）4,160ha（雨水）3,283haに変更</li> <li>・沼南町第1号公共下水道の認可面積 （汚水）832haに変更</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共、特定公共下水道使用料改定。</li> <li>・柏都市計画と沼南都市計画の統合 （柏市第3号公共下水道と沼南町第1号公共下水道を統合）</li> </ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号公共下水道の認可変更（旧柏と旧沼南を統合）</li> <li>・第4号公共下水道の認可面積（汚水）244haに変更。</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十余二処理区を手賀沼流域下水道に接続。</li> <li>・公共下水道使用料改定。</li> <li>・特定公共下水道使用料廃止</li> </ul>

## 2 下水道整備経過表

年 度	行政人口 (人)	整備面積 (ha)		処理人口 (人) ※	普及率 (%)	備 考
		単 年	累 計			
昭和45年	—	—	—	—	—	十余二処理区供用開始
昭和48年	184,039	—	178	9,000	5	柏処理区供用開始
昭和51年	213,668	45	259	16,500	8	
昭和52年	222,637	21	280	18,500	8	
昭和53年	229,104	15	295	19,900	9	
昭和54年	235,941	1	296	20,000	9	
昭和55年	239,654	23	319	23,000	10	
昭和56年	248,674	294	613	41,900	17	手賀沼流域供用開始
昭和57年	256,911	83	696	50,100	20	
昭和58年	262,803	77	773	60,700	23	
昭和59年	268,804	130	903	80,750	30	
昭和60年	274,806	141	1,044	89,500	33	
昭和61年	282,343	210	1,254	98,001	35	
昭和62年	290,762	122	1,376	109,100	38	
昭和63年	295,974	146	1,522	118,434	40	
平成元年	300,266	138	1,660	131,829	44	
平成2年	304,030	181	1,841	147,344	49	江戸川左岸流域供用開始
平成3年	307,571	104	1,945	158,277	51	
平成4年	311,468	93	2,038	166,548	53	
平成5年	314,853	111	2,149	174,623	55	
平成6年	315,937	96	2,245	179,557	57	
平成7年	316,894	138	2,383	191,476	60	
平成8年	318,797	120	2,503	198,718	62	
平成9年	319,808	99	2,602	206,396	64	
平成10年	321,721	123	2,725	218,193	67	
平成11年	323,561	154	2,879	231,937	71	平成10年度3次補正分の23haを含む
平成12年	324,805	112	2,991	243,073	74	
平成13年	326,097	167	3,158	257,359	78	
平成14年	328,028	116	3,274	264,962	80	十余二処理区を手賀沼処理区へ編入
平成15年	328,492	86	3,360	270,885	82	
平成16年	376,018	67	3,993	312,238	83	沼南町と合併
平成17年	378,276	79	4,072	317,221	83.9	
平成18年	381,999	72	4,144	324,060	84.8	
平成19年	385,823	11	4,242	330,373	85.6	
平成20年	390,227	76	4,318	337,260	86.4	
平成21年	394,188	78	4,396	344,480	87.4	

※ 平成13年までは、整備人口

## Ⅱ 下水道整備計画

### 1 下水道整備計画の概要

柏市の公共下水道は、昭和35年に柏駅を中心とした単独公共下水道（合流式）に着手したのが始まりである。その後、昭和42年に十余二工業団地を対象とした特定公共下水道を実施した。

こうした中、急激な都市化に伴い、公共用水域の汚濁が著しく生活環境を悪化させ、自然環境の破壊も急速に進んできたため、昭和42年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成5年制定）が制定された。そこでこの対策の一環として、千葉県起業による手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道計画が樹立され、数市町にわたる都市の汚水を広域的に集めて処理したうえ、利根川や東京湾に放流することになり、本市の大部分がそれらの計画区域となった。

これに基づき、昭和47年度に手賀沼流域の計画区域を対象とした「柏市下水道基本計画」を立案した。昭和55年度には手賀沼流域の原単位等の見直しと、江戸川左岸流域と北部地域（手賀沼流域下水道調査区域）を含めた市域全体約5,800haの基本計画の策定を行い、その後行った数回の計画見直しを経て、平成16年度に沼南町（基本計画面積1,761ha）と合併した。

本市の下水道整備の基本的な考え方は、手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道による流域関連公共下水道として整備を図るものである。

単独公共下水道として稼動していた柏処理区は、平成9年度に手賀沼流域下水道へ編入する事業認可を取得し、平成11年度に手賀沼流域下水道に接続した。また、十余二処理区については平成14年度に手賀沼流域下水道へ編入の認可を取得し、平成21年4月に手賀沼流域下水道に切替えた。

雨水整備については、集中豪雨での被災防止に向け雨水幹線整備を早期に図る計画である。



## (1) 計画概要表

## ア 汚水計画概要表

平成22年3月31日現在

処 理 区		全体計画		計画決定		事業認可	
		面積 (h a)	人口 (千人)	面積 (h a)	人口 (千人)	面積 (h a)	人口 (千人)
旧柏市 区域	手 賀 沼	5,498	350.0	4,159	330.0	4,161	326.2
	江戸川左岸	317	20.0	261	19.0	244	18.1
	計	5,815	370.0	4,420	349.0	4,405	344.3
旧沼南 町区域	手 賀 沼	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
	計	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
合 計		7,576	426.4	5,387	398.0	5,236	390.6

※柏処理区は平成9年度、十余二処理区は平成14年度に手賀沼処理区に編入

## イ 雨水計画概要表

平成22年3月31日現在

排水区		全体計画	計画決定	事業認可
旧柏市 区域	大 堀 川	2,580.0	2,388.0	2,265.0
	大 津 川	1,696.0	1,212.0	841.0
	利 根 川	776.6	182.0	177.0
	利 根 運 河	411.8	122.0	—
	富 士 川	218.0	181.0	—
	坂 川	132.6	122.0	—
	計	5,815.0	4,207.0	3,283.0
旧沼南 町区域	手 賀 沼	300.84	59.0	18.0
	大 津 川	262.28	169.0	16.0
	上 大 津 川	120.53	120.0	58.0
	染 井 入 落	436.51	134.0	73.0
	金 山 落	469.92	319.0	—
	鎌 ヶ 谷	3.70	—	—
	柏	8.53	9.0	—
	松 戸	36.14	36.0	33.0
	沼南台北部	108.08	106.0	97.0
	沼南台南部	14.77	15.0	15.0
	計	1,761.00	967.0	310.0
合 計		7,576.0	5,174.0	3,593.0

(2) 処理分區別計画概要表(汚水)

旧柏市地域

処理分 区	全体計画		計画決定		下水道法 事業認可		
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	
手 賀 沼 流 域 下 水 道	西原第1	54	5,600	53	5,590	53	5,600
	西原第2	10	950	10	950	10	950
	西原第3	53	3,800	52	3,790	52	3,800
	流山第1	35	4,300	35	4,300	35	4,270
	流山第2	15	2,700	15	2,700	15	2,570
	駒木第3	10	700	10	700	9	410
	柏第1	397	11,000	352	10,500	352	10,970
	柏第2	537	38,050	518	37,970	※ 519	38,030
	柏第3	124	15,200	116	15,160	116	14,390
	柏第4	122	9,800	111	9,780	111	9,800
	柏第4-1	165	12,800	159	12,760	159	12,800
	柏第5-1	63	3,000	50	2,870	50	3,000
	柏第5-2	31	1,100	14	970	14	1,080
	柏第6	493	40,000	493	40,000	493	39,620
	柏第7	39	3,050	39	3,050	39	2,940
	柏第8-1	76	3,850	65	3,750	65	3,840
	柏第8-2	158	10,550	127	10,380	127	10,500
	柏第9-1	26	2,600	26	2,600	26	2,530
	柏第9-2	124	10,600	119	10,570	119	10,600
	柏第10	11	300	3	240	3	280
	柏第11	513	25,100	259	23,250	※ 260	24,830
	柏第12	124	7,900	82	7,650	82	7,440
	柏第13	438	29,200	338	28,400	※ 339	29,180
	柏第14	443	39,500	365	38,520	365	39,330
	我孫子第1	2	200	2	200	2	220
	我孫子北部第1	28	2,000	18	1,660	18	1,780
	柏北部第1-1	636	20,000	230	10,250	235	11,820
	柏北部第1-2	302	28,450	302	28,440	296	20,830
	柏北部第2	167	7,800	107	6,560	109	4,890
	柏北部第3	32	1,500	14	1,290	14	1,160
柏北部第4	49	1,000	7	400	7	770	
柏北部第5	121	3,100	32	940	32	2,120	
柏北部第6	100	4,300	36	3,310	36	3,800	
計	5,498	350,000	4,159	329,500	4,161	326,150	
江 流 域 下 水 道	流山第7	14	420	9	610	—	—
	流山第7-1	35	2,300	35	2,300	35	2,300
	流山第7-2	4	230	8	500	—	—
	流山第7-3	32	2,050	32	2,050	32	2,050
	流山第7-4	21	1,350	21	1,350	21	1,350
	流山第8	190	12,800	156	12,450	156	12,450
	流山第9-4	21	850	—	—	—	—
	計	317	20,000	261	19,260	244	18,150
十余二処理区		手賀沼流域下水道に編入					
合計		5,815	370,000	4,420	348,760	4,405	344,300

※調整区域(柏第2処理分区分: 0.6ha, 柏第11処理分区分: 0.11ha, 柏第13処理分区分: 1.0ha)を含む。  
 ※処理分区分毎の整数化のため、1haの差異があります。

旧沼南町地域

処 理 分 区		全体計画		計画決定 手賀沼最終：H19. 3. 20		下水道法事業認可 手賀沼最終：H21. 8. 24	
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
手 賀 沼 流 域 下 水 道	沼 南 第 1	186	17,460	175	16,427	181	15,860
	沼 南 第 2	73	3,910	46	3,610	46	3,600
	沼 南 第 3	116	440				
	沼 南 第 4	126	640				
	沼南第5-1	379	11,750	149	7,143	143	5,700
	沼南第5-2	41	50				
	柏 第 1 0	147	8,830	147	8,830	147	8,540
	柏 第 1 2	110	2,490	53	2,360	53	2,380
	松 戸	64	6,730	64	6,730	63	6,450
	鎌ヶ谷第4	14	780	14	780	14	780
	金 山 第 1	190	720	190	720	55	650
	金 山 第 2	133	2,400	129	2,400	129	2,350
	金 山 第 3	41	70				
	金 山 第 4	35	10				
	金 山 第 5	106	120				
	計	1,761	56,400	967	49,000	831	46,310

(3) 排水区別計画概要表(雨水)

旧柏市区域

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19. 3. 20 (ha)	下水道法事業認可 最終：H21. 8. 24 (ha)
大 堀 川	大堀川右岸第1	42	35	35
	大堀川右岸第2	98	93	93
	大堀川右岸第3	49	23	23
	大堀川右岸第4	15	16	15
	大堀川右岸第5	11	10	10
	大堀川右岸第6	9	5	5
	大堀川右岸第7-1	231	230	230
	大堀川右岸第7-2	60	54	54
	大堀川右岸第7-3	36	35	35
	大堀川右岸第8	372	368	368
	大堀川右岸第10-1	23	23	23
	大堀川右岸第10-2	13	13	13
	大堀川右岸第11	26	26	26
	大堀川右岸第12	8	—	—
	大堀川右岸第13	11	—	—
	小計	1,004	931	930
	大堀川左岸第1	39	39	39
	大堀川左岸第2	866	865	865
	大堀川左岸第3	35	13	13
	大堀川左岸第4	68	59	59
	大堀川左岸第5	29	25	25
	大堀川左岸第6	57	46	46
	大堀川左岸第8	56	44	44
	大堀川左岸第10	153	136	136
	大堀川左岸第11	23	19	19
	大堀川左岸第12	26	—	—
	大堀川左岸第13	90	90	90
大堀川左岸第14	19	6	—	
大堀川左岸第15	115	115	—	
小計	1,576	1,457	1,336	
計①	2,580	2,388	2,266	
大 津 川	大津川左岸第1	145	140	132
	大津川左岸第2	28	28	26
	大津川左岸第3	442	378	377
	大津川左岸第4	425	306	306
	大津川左岸第5	102	87	—

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19. 3. 20 (ha)	下水道法事業認可 最終：H21. 8. 24 (ha)
大津川	大津川左岸第6	515	270	—
	大津川左岸第7	30	—	—
	大津川左岸第8	9	3	—
	計 ②	1,696	1,212	841
利根川	利根川第1	53	5	—
	利根川第2	91	—	—
	利根川第3	43	—	—
	利根川第4-1	77	—	—
	利根川第4-2	83	—	—
	利根川第5-1	138	15	13
	利根川第5-2	14	—	—
	利根川第6-1	162	160	161
	利根川第6-2	25	2	2
	利根川第7	92	—	—
計 ③	778	182	176	
利根運河	利根運河第1	42	—	—
	利根運河第2	188	67	—
	利根運河第3	10	—	—
	利根運河第4	107	26	—
	利根運河第5	65	29	—
	計 ④	412	122	0
富士川	富士川第1	26	26	—
	富士川第2	61	61	—
	富士川第3	131	94	—
	計 ⑤	218	181	0
坂川	坂川第1	12	12	—
	坂川第2	45	45	—
	坂川第3	—	9	—
	名都借	16	16	—
	名都借第2	40	40	—
	八木川第1	20	—	—
	計 ⑥	133	122	0
	合計 ①~⑥	5,817	4,207	3,283

※十余二処理区は除く。

## 旧沼南町区域

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19. 3. 20 (ha)	下水道法事業認可 最終：H21. 8. 24 (ha)
手 賀 沼	手賀沼第1排水区	27.65	—	—
	手賀沼第2排水区	5.30	—	—
	手賀沼第3排水区	102.81	20.00	—
	手賀沼第4排水区	124.24	21.00	—
	手賀沼第5排水区	7.29	—	—
	手賀沼第6排水区	32.55	18.00	18.00
	手賀沼第7排水区	1.00	—	—
	小計	300.84	59.00	18.00
	染井入落第1排水区	95.84	69.00	42.00
	染井入落第2排水区	17.44	17.00	—
	染井入落第3排水区	6.54	6.00	—
	染井入落第4排水区	47.60	—	—
	染井入落第5排水区	9.26	8.00	—
	染井入落第6排水区	23.50	—	—
	染井入落第7排水区	5.89	3.00	—
	染井入落第8排水区	7.38	6.00	6.00
	染井入落第9排水区	2.15	—	—
	染井入落第10排水区	1.92	—	—
	染井入落第11排水区	1.80	—	—
	染井入落第12排水区	39.20	—	—
	染井入落第13排水区	0.45	—	—
	染井入落第14排水区	84.03	—	—
	染井入落第15排水区	4.11	—	—
	染井入落第16排水区	2.37	—	—
	染井入落第17排水区	2.93	—	—
	染井入落第18排水区	29.17	25.00	24.00
	染井入落第19排水区	2.98	—	—
	染井入落第20排水区	2.29	—	—
	染井入落第21排水区	4.34	—	—
	染井入落第22排水区	4.32	—	—
	染井入落第23排水区	41.00	—	—
	小計	436.51	134.00	72.00
	金山落第1排水区	4.00	4.00	—
金山落第2排水区	294.89	295.00	—	
金山落第3排水区	69.90	20.00	—	
金山落第4排水区	36.30	—	—	

流域	排水区	全体計画 (ha)	計画決定 最終：H19. 3. 20 (ha)	下水道法事業認可 最終：H21. 8. 24 (ha)
手 賀 沼	金山落第5排水区	63.00	—	—
	金山落第6排水区	1.53	—	—
	小計	469.62	319.00	0.00
	計①	1,206.97	512.00	90.00
大 津 川	大津川右岸第1排水区	40.70	—	—
	大津川右岸第2排水区	23.26	9.00	—
	大津川右岸第3排水区	0.56	1.00	—
	大津川右岸第4排水区	11.32	11.00	—
	大津川右岸第5排水区	3.11	3.00	—
	大津川右岸第6排水区	11.22	10.00	—
	大津川右岸第7排水区	4.51	3.00	—
	大津川右岸第8排水区	5.03	3.00	—
	大津川右岸第9排水区	30.06	30.00	11.00
	大津川右岸第10排水区	2.28	—	—
	大津川右岸第11排水区	1.27	—	—
	大津川右岸第12排水区	1.04	1.00	—
	大津川右岸第13排水区	8.05	8.00	—
	大津川右岸第14排水区	0.83	1.00	—
	大津川右岸第15排水区	25.00	25.00	—
	大津川右岸第16排水区	22.00	4.00	—
	大津川右岸第17排水区	7.64	—	—
	大津川右岸第18排水区	4.60	—	—
	小計	202.48	109.00	11.00
	大津川左岸第1排水区	38.30	38.00	5.00
	大津川左岸第2排水区	21.50	22.00	—
	小計	59.80	60.00	5.00
	上大津川右岸第1排水区	76.50	76.00	45.00
	上大津川右岸第2排水区	16.00	16.00	—
	上大津川左岸第1排水区	28.03	28.00	14.00
	小計	120.53	120.00	59.00
	鎌ヶ谷排水区	3.70	—	—
柏排水区	8.53	9.00	—	
松戸排水区	36.14	36.00	33.00	
沼南台北部排水区	108.08	106.00	97.00	
沼南台南部排水区	14.77	15.00	15.00	
計②	554.03	455.00	220.00	
	合計①+②	1,761.00	967.00	310.00

## 2 流域下水道の計画概要等

平成22年3月31日現在

項 目		手賀沼流域下水道			江戸川左岸流域下水道		
計 画	処 理 面 積	12,731ha			21,036ha		
	処 理 人 口	721.1千人			1,430.0千人		
	処 理 水 量	392.8km <sup>3</sup> /日最大			774.0km <sup>3</sup> /日最大		
	事 業 年 度	昭和46年度～平成29年度			昭和47年度～平成29年度		
	関 係 市 町	○柏市, ○我孫子市, ○流山市, ○松戸市, ○鎌ヶ谷市, ○印西市, ○白井市 (○印供用開始市)			○市川市, ○松戸市, ○流山市, ○野田市, ○柏市, ○船橋市, ○浦安市, 鎌ヶ谷市 (○印供用開始市)		
整備 状況等		全体計画	平成21年度末	整備率	全体計画	平成21年度末	整備率
	管 渠	87.8km	83.7km	95%	115.6km	90.3km	78%
	ポ ン プ 場	1ヶ所	1ヶ所	100%	2ヶ所	1ヶ所	50%
	処 理 場	8系列	5.5系列	69%	17系列	8.5系列	50%
	処 理 能 力	392.8km <sup>3</sup> /日	314.0km <sup>3</sup> /日	80%	774.0km <sup>3</sup> /日	464.0km <sup>3</sup> /日	60%
	事 業 費	2,310億円	1,921億円	83%	3,820億円	2,829億円	74%
	単年度事業費	12億円			39億円		
維持 管理	処 理 面 積	6,780ha			9,197ha		
	処 理 人 口	551.8千人			965.5千人		
	水 洗 化 人 口	501.8千人			897.0千人		
	処 理 水 量	68,579.8km <sup>3</sup> /年(約188km <sup>3</sup> /日)			121,265km <sup>3</sup> /年(約332km <sup>3</sup> /日)		
用本 状況 利	※水洗化人口	298,649人			14,414人		
	水洗化世帯数	122,889世帯			6,073世帯		
	処 理 水 量	44,918km <sup>3</sup> /年(約123.1km <sup>3</sup> /日)			1,925km <sup>3</sup> /年(約5.3km <sup>3</sup> /日)		

※ 外人登録を含む



### 3 下水道整備計画

年度		整備面積		行政人口 千人	処理人口 ※ 千人	普及率 %	事業費 千円	事業別			財源内訳				
		単年 ha	累計 ha					補助事業 千円	起債事業 千円	単独事業 千円	国費 千円	県費 千円	起債 千円	受益者負担 金等 千円	一般 千円
11	計画	150	2,875	323	229	70	6,370,000	2,810,000	2,300,000	1,260,000	1,405,000	23,000	3,398,400	245,772	1,297,828
	実績	154	2,879	324	232	71	6,607,012	3,226,000	2,157,430	1,223,582	1,613,000	21,400	3,447,500	313,206	1,211,906
12	計画	90	2,969	325	239	73	5,000,000	2,000,000	2,200,000	800,000	1,000,000	21,850	2,933,900	245,730	798,520
	実績	112	2,991	325	243	74	5,448,962	2,084,000	2,200,000	1,164,962	1,042,000	25,350	2,964,700	416,066	1,000,846
13	計画	90	3,081	326	247	75	5,000,000	1,800,000	2,350,000	850,000	900,000	23,350	2,986,900	173,361	916,389
	実績	167	3,158	326	257	78	4,384,462	1,230,000	2,400,000	754,462	615,000	36,830	2,780,400	338,167	614,065
14	計画	90	3,248	328	257	78	4,600,000	1,200,000	2,790,000	610,000	600,000	27,750	3,136,500	166,129	669,621
	実績	116	3,274	328	265	80	3,633,458	1,250,000	1,773,000	610,458	625,000	0	2,239,200	338,173	431,085
15	計画	113	3,387	331	271	81	4,194,000	1,672,000	1,200,000	1,322,000	836,000	0	1,788,600	1,155,357	414,043
	実績	86	3,360	328	271	82	3,741,995	1,672,000	1,020,000	1,049,995	836,000	0	1,620,500	944,652	340,843
16	計画	104	3,464	333	275	83	3,760,000	1,860,000	1,000,000	900,000	930,000	0	1,620,200	770,132	439,668
	実績	67	3,993	376	312	83	4,019,082	2,318,000	861,590	839,492	1,159,000	0	1,626,600	823,048	410,434
17	計画	77	4,070	377	317	84	2,748,065	1,343,000	700,000	705,065	671,500	0	1,129,500	499,082	447,983
	実績	79	4,072	378	317	83.9	2,471,860	1,343,000	578,000	550,860	671,500	0	1,018,400	467,172	314,788
18	計画	58	4,130	379	321	84.8	2,124,665	959,834	470,000	694,831	479,917	0	709,000	501,184	434,564
	実績	72	4,144	382	324	84.8	1,828,000	959,834	323,176	544,990	479,917	0	570,400	558,696	218,987
19	計画	65	4,209	384	331	86.6	2,830,986	1,425,400	555,000	850,586	712,700	0	976,600	778,835	362,851
	実績	98	4,242	386	330	85.6	2,689,435	1,646,049	377,308	666,078	827,200	0	800,700	646,515	415,020
20	計画	27	4,269	389	342	87.9	2,605,000	1,204,000	614,500	786,500	602,000	0	906,700	795,596	300,704
	実績	76	4,318	390	337	86.4	2,528,266	1,380,637	281,770	865,859	662,000	0	408,300	702,269	755,697
21	計画	41	4,359	395	344	87.0	2,721,460	1,343,460	550,000	828,000	671,730	0	1,065,400	546,568	437,762
	実績	78	4,396	394	344	87.4	2,352,365	1,485,426	295,303	571,636	672,290	0	551,800	414,862	713,413
22	計画	34	4,430	398	349	87.7	2,070,207	952,000	538,930	579,277	476,000	0	1,038,400	379,667	176,140
	実績														0

※ 処理人口（平成13年度までは整備人口の数値を記載している。）

※ 受益者負担金等には、平成14年度以降の北部開発に係る建設負担金（翌年度への繰越を含む）を含むが、分担金は含んでいない。

※ 流域下水道は除く。

※ 平成16年度実績から、旧沼南町との合併を反映している。

#### 4 下水道事業認可の経緯

柏処理区（柏市第1号公共下水道：合流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	建設省告示 第2513号 S35. 11.29	面積(ha) 403 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 30,000		建設省35千計 第4号 S37. 3.31	面積(ha) 109 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 270 事業年度 S35~39		建設省告示 第2513号 S35. 11.29	面積(ha) 109 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 270 事業年度 S35~39	
第1次変更	建設省告示 第510号 S39. 3.16	面積(ha) 417 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 30,000	区域の追加	建設省千都 第83号 S40. 2.27	面積(ha) 119 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 425 事業年度 S35~43	区域の追加	建設省告示 第510号 S39. 3.16	面積(ha) 119 人口(人) 12,710 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,626 事業費(百万円) 425 事業年度 S35~43	区域の追加
第2次変更	建設省告示 第907号 S43. 3.30	面積(ha) 438 人口(人) 50,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 23,220	区域の追加	建設省千都下発 第27号の1 S46. 1.21	面積(ha) 221 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,560 事業費(百万円) 1,840 事業年度 S35~49	区域の追加 処理場の認可	建設省告示 第907号 S43. 3.30	面積(ha) 223 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,600 事業費(百万円) 1,502 事業年度 S35~48	区域の追加 処理場の認可
第3次変更	—	—	—	—	—	—	県告示 第359号 S49. 3.29	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~49	事業年度の延伸
第4次変更	—	—	—	—	—	—	県告示 第364号 S50. 3.28	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~51	事業年度の延伸
第5次変更	《手賀沼処理区の変更による》 市告示 第37号 S50. 7. 1	面積(ha) 221 人口(人) 28,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に 217haを編入	—	—	—	県告示 第240号 S52. 3.29	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 S35~52	事業年度の延伸

第6次変更	《手賀沼処理区の変更による》 市告示 第53号 S57. 7.15	面積 (ha) 133 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に 88haを編入	《手賀沼処理区の変更による》 県指令 第332号の2 S57. 8.24	面積 (ha) 133 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	手賀沼処理区に 88haを編入	《手賀沼処理区の変更による》 県告示 第671号の2 S57. 8.27	面積 (ha) 145 人口 (人) 17,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	手賀沼処理区に 88haを編入
最終	《手賀沼処理区の変更による》 市告示 第15号 H10. 2. 5	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の変更による》 県指令 第60号 H10. 3.30	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の変更による》 県告示 第380号 H10. 3.31	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了

十余二処理区 (柏市第2号公共下水道：分流式)

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	建設省告示 第4302号 S42. 12.18	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	—	建設省千計下 第1号 S43. 1.25	面積 (ha) 98 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) 197 事業年度 S42~44 【雨水】面積 (ha) 98	—	建設省告示 第4302号 S42. 12.18	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) 197 事業年度 S42~44 【雨水】面積 (ha) 106	—
第1次変更	—	—	—	—	—	—	建設省告示 第3310号 S43. 11. 6	面積 (ha) 106 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 5,500 事業費(百万円) 593 事業年度 S42~46	処理場の認可, 事業 年度の延伸
最終	《手賀沼処理区の変更による》 市告示 第31号 H. 14. 2. 8	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の変更による》 県指令 第70号 H15. 3. 25	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了	《手賀沼処理区の変更による》 県告示 第383号 H15. 4.11	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業年度 —	手賀沼処理区に編 入完了

手賀沼処理区（柏市第3号公共下水道：分流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	市告示 第68号 S48. 12.15	面積(ha) 149 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404		県指令 第2524号 S48. 12.18	面積(ha) 149.3 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404 事業費(百万円) 1,940 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 149.3	柏第6・7処理分区	県告示 第1021号 S48. 12.28	面積(ha) 149.3 人口(人) 26,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 14,404 事業費(百万円) 1,940 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 149.3	柏第6・7処理分区
第1次変更	市告示 第37号 S50. 7. 1	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 61,880	区域の追加 (978ha)	県指令 第2171号 S50. 9.10	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 4,880 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 288.02	事業年度の延伸, 区域の追加(139ha) 柏第8・9処理分区	県告示 第940号 S50. 12. 5	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 4,880 事業年度 S48~51 【雨水】面積(ha) 288.02	事業年度の延伸, 区域の追加(139ha) 柏第8・9処理分区
第2次変更	市告示 第1号 S54. 1. 6	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	原単位の変更 幹線ルートの変更	県指令 第2913号 S54. 2.22	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 5,000 事業年度 S48~54	事業費の変更, 一部幹線ルートの変更	県告示 第161号 S54. 3. 2	面積(ha) 288.02 人口(人) 38,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,696 事業費(百万円) 5,000 事業年度 S48~54	事業費の変更, 一部幹線ルートの変更
第3次変更	市告示 第19号 S55. 3.13	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	一部幹線ルートの変更	県指令 第2293号 S55. 3.25	面積(ha) 485.3 人口(人) 52,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 27,040 事業費(百万円) 14,090 事業年度 S48~59 【雨水】面積(ha) 485.3	事業年度の延伸, 区域の追加(197ha) , 柏第8-1・8-2・ 9-1・9-2処理分区	県告示 第359号 S55. 3.28	面積(ha) 485.3 人口(人) 52,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 27,040 事業費(百万円) 14,090 事業年度 S48~59 【雨水】面積(ha) 485.3	事業年度の延伸, 区域の追加(197ha) 柏第8-1・8-2・ 9-1・9-2処理分区
第4次変更	市告示 第5号 S56. 3.20	面積(ha) 1,127 人口(人) 119,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 71,400	断面、ルート、 延長の変更	県指令 第292号の4 S56. 6.12	面積(ha) 1,013 人口(人) 95,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 47,600 事業費(百万円) 22,920 事業年度 S48~60 【雨水】面積(ha) 485	事業年度の延伸, 区域の追加(528ha) 柏第2・14処理分区	県告示 第533号 S56. 6.12	面積(ha) 1,013 人口(人) 95,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 47,600 事業費(百万円) 22,920 事業年度 S48~60 【雨水】面積(ha) 485	事業年度の延伸, 区域の追加(528ha) 柏第2・14処理分区

第5次変更	市告示 第53号 S57. 7.15	面積(ha) 1,215 人口(人) 130,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 78,000	区域の追加 (88ha)	県指令 第332号の2 S57. 8.24	面積(ha) 1,101 人口(人) 106,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 53,100 事業費(百万円) 29,081 事業年度 S48~63	事業年度の延伸, 区域の追加(88ha) 栢第4処理分区	県告示 第671号の2 S57. 8.27	面積(ha) 1,101 人口(人) 106,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 53,100 事業費(百万円) 29,081 事業年度 S48~63	事業年度の延伸, 区域の追加(88ha) 栢第4処理分区
		【雨水】面積(ha) 573			【雨水】面積(ha) 573				
第6次変更	市告示 第8号 S59. 2.9	面積(ha) 2,493 人口(人) 218,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 158,300	区域の追加 (1,278ha)	県指令 第283号の1 S59. 4.4	面積(ha) 1,599 人口(人) 154,600 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 85,030 事業費(百万円) 45,818 事業年度 S48~65	事業年度の延伸, 区域の追加(498ha), 栢第1・2・3・6・14 処理分区	県告示 第445号 S59. 4.13	面積(ha) 1,599 人口(人) 154,600 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 85,030 事業費(百万円) 45,818 事業年度 S48~65	事業年度の延伸, 区域の追加(498ha), 栢第1・2・3・6・14 処理分区
		【雨水】面積(ha) 897			【雨水】面積(ha) 897				
第7次変更	—	—	—	県指令 第2号の7 S62. 3.31	面積(ha) 2,010 人口(人) 182,300 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 106,265 事業費(百万円) 50,258 事業年度 S48~68	事業年度の延伸, 区域の追加(411ha), 栢第1・2・6・13・14 処理分区	県告示 第340号 S62. 3.31	面積(ha) 2,010 人口(人) 182,300 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 106,265 事業費(百万円) 50,258 事業年度 S48~68	事業年度の延伸, 区域の追加(411ha), 栢第1・2・6・13・14 処理分区
第8次変更	市告示 第26号 H元. 3.24	面積(ha) 2,664 人口(人) 226,500 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 144,620	区域の追加 (171ha)	県指令 第2号の2 H元. 5.1	面積(ha) 2,510 人口(人) 216,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,515 事業費(百万円) 52,757 事業年度 S48~H5	事業年度の延伸, 区域の追加(500ha), 栢第2・3・4・5・6・ 11・12・13処理分区	県告示 第540号 H元. 5.16	面積(ha) 2,510 人口(人) 216,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,515 事業費(百万円) 52,757 事業年度 S48~H5	事業年度の延伸, 区域の追加(500ha), 栢第2・3・4・5・6・ 11・12・13処理分区
第9次変更	—	—	—	県指令 第2号の6 H 2. 11. 6	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	【雨水】 区域の追加面積 1814ha	—	—	—
第10次変更	市告示 第133号 H 3. 8.20	面積(ha) 2,674 人口(人) 227,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 144,980	区域の追加 (10ha) 幹線表示の変更	県指令 第2号の5 H 4. 2. 4	面積(ha) 2,534 人口(人) 216,600 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,845 事業費(百万円) 63,983 事業年度 S48~H7	事業年度の延伸, 区域追加(10ha) 栢第5-1・6・10・我 孫子第1処理分区幹 線表示の変更	県告示 第56号 H 4. 2. 4	面積(ha) 2,534 人口(人) 216,600 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 127,845 事業費(百万円) 63,983 事業年度 S48~H7	事業年度の延伸, 区域追加(10ha) 栢第5-1・6・10・我 孫子第1処理分区幹 線表示の変更
					【雨水】面積(ha) 1,816			【雨水】面積(ha) 1,816	

第11次変更				県指令 第2号の2 H 6. 10. 21	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(ml/日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	吐口位置の変更(雨水)	県告示 第874号 H 6. 10. 21	面積 (ha) — 人口 (人) — 日最大汚水量(ml/日) — 事業費(百万円) — 事業年度 —	吐口位置の変更(雨水)
第12次変更	市告示 第48号 H 7. 2. 27	面積 (ha) 2,890 人口 (人) 260,880 日最大汚水量(ml/日) 165,250	区域の追加 (216ha) 一部幹線の管径, 延長位置変更	県指令 第2号の4 H 7. 3. 22	面積 (ha) 2,856 人口 (人) 256,580 日最大汚水量(ml/日) 153,993 事業費(百万円) 162,086 事業年度 S48~H10	区域の追加 322ha, 栢第1・11・13・西 原第1~3,流山1・2 幹線ルート変更,事 業年度の延伸	県告示 第416号 H 7. 3. 31	面積 (ha) 2,856 人口 (人) 256,580 日最大汚水量(ml/日) 153,993 事業費(百万円) 162,086 事業年度 S48~H10	区域の追加 322ha, 栢第1・11・13・西 原第1~3,流山1・2 幹線ルート変更,事 業年度の延伸
第13次変更	市告示 第14号 H 9. 1. 20	面積 (ha) 3,070 人口 (人) 276,000 日最大汚水量(ml/日) 174,320	区域の追加 (180ha) 幹線表示の変更 (100ha→ 1,000ha)	県指令 第27号 H 9. 10. 30	面積 (ha) 3,038 人口 (人) 245,960 日最大汚水量(ml/日) 149,780 事業費(百万円) 128,240 事業年度 S48~H12	区域の追加 182 ha (調整区域 2ha 含 む) 栢第2・11・13幹線 ルート変更 事業年度の延伸	県告示 第870号 H 9. 12. 9	面積 (ha) 3,036 人口 (人) 245,670 日最大汚水量(ml/日) 149,630 事業費(百万円) 128,240 事業年度 S48~H12	区域の追加 180ha 栢第11・13幹線ルー トの変更 事業年度の延伸
第14次変更	市告示 第15号 H10. 2. 5	面積 (ha) 3,211 人口 (人) 293,000 日最大汚水量(ml/日) 184,520	区域の追加 (141ha) 処理区分界の変 更	県指令 第60号 H10. 3. 30	面積 (ha) 3,179 人口 (人) 258,390 日最大汚水量(ml/日) 156,820 事業費(百万円) 139,393 事業年度 S48~H12	区域の追加 141ha 栢第4-1処理区界 変更 栢第2~4・4-1・ 8-2・14幹線ルート の追加変更	県告示 第380号 H10. 3. 31	面積 (ha) 3,177 人口 (人) 258,100 日最大汚水量(ml/日) 156,670 事業費(百万円) 139,393 事業年度 S48~H12	区域の追加 141ha 栢第4-1処理区界変 更 栢第2~4・4-1・ 8-2・14幹線ルート の追加変更
第15次変更	市告示 第24号 H13. 2. 22	面積 (ha) 3,390 人口 (人) 300,000 日最大汚水量(ml/日) 204,330	区域の追加 (179ha)	県指令 第40号 H13. 3. 12	面積 (ha) 3,271 人口 (人) 269,910 日最大汚水量(ml/日) 160,430 事業費(百万円) 158,413 事業年度 S48~H15	区域の追加 92ha 栢第2, 3, 4, 6 処理区分 事業年度の延伸	県告示 第59号 H13. 3. 23	面積 (ha) 3,271 人口 (人) 269,910 日最大汚水量(ml/日) 160,430 事業費(百万円) 158,413 事業年度 S48~H15	区域の追加 92ha 栢第2, 3, 4, 6 処理区分 事業年度の延伸

第16次変更	市告示 第31号 H14. 2. 8	面積 (ha) 4,159 人口 (人) 330,000 日最大汚水量(ml/日) 173,670	区域の追加 (769ha) 処理分区界 の変更	県指令 第70号 H15. 3. 25	面積 (ha) 4,151 人口 (人) 312,020 日最大汚水量(ml/日) 145,260 事業費(百万円) 191,079 事業年度 S48~H19	区域の追加 栢第1, 2, 3, 6, 12 西原第1, 3 我孫子北部第1 栢北部第1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5, 6 区域の削減 栢第11 処理分区	県告示 第383号 H15. 4. 11	面積 (ha) 4,151 人口 (人) 312,020 日最大汚水量(ml/日) 145,260 事業費(百万円) 191,079 事業年度 S48~H19	区域の追加 栢第1, 2, 3, 6, 12 西原第1, 3 我孫子北部第1 栢北部第1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5, 6 区域の削減 栢第11 処理分区
		【雨水】面積 (ha) 2,600			区域の追加	【雨水】面積 (ha) 2,600		区域の追加	
第17次変更	—	—	—	県指令 第31号 H18. 3. 17	面積 (ha) 3,283 人口 (人) 312,630 日最大汚水量(ml/日) 159,600 事業費(百万円) 204,805 事業年度 S48~H19	区域の追加 駒木第3 処理分区	県告示 第384号 H18. 4. 11	面積 (ha) 3,283 人口 (人) 312,630 日最大汚水量(ml/日) 159,600 事業費(百万円) 204,805 事業年度 S48~H19	区域の追加 駒木第3 処理分区
					【雨水】面積 (ha) 3,283	区域追加		【雨水】面積 (ha) 3,283	
第18次変更	市告示 第68号 H19. 3. 20	面積 (ha) 5,126 人口 (人) 379,000 日最大汚水量(ml/日) 197,890	沼南町第1号 公共下水道と 統合	県指令 第5391号 H20. 3. 4	面積 (ha) 4,992 人口 (人) 372,460 日最大汚水量(ml/日) 185,660 事業費(百万円) 222,421 事業年度 S47~H22	沼南計画との 統合 事業年度の延 伸	県告示 第378号 H20. 3. 28	下水道法認可と同様	同左
		【雨水】面積 (ha) 4,913			【雨水】面積 (ha) 3,593				
第19次変更	—	—	—	千葉県下指令 312号 H21. 8. 24	面積 (ha) 4,992 人口 (人) 372,460 日最大汚水量(ml/日) 185,660 事業費(百万円) 222,421 事業年度 S47~H22	処理分区界変 更 栢北部 1-1, 1-2 栢北部 2 排水区域界変 更 利根 5-1, 6-1, 6-2	—	—	—
					【雨水】面積 (ha) 3,593				

江戸川左岸処理区（柏市第4号公共下水道）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	市告示 第25号 S63. 3.16	面積(ha) 156 人口(人) 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150		県指令 第2号の6 S63. 9.27	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,070 事業年度 S63~66	流山第8処理分区	県告示 第723号 S63. 9.27	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,070 事業年度 S63~66	流山第8処理分区
第1次変更	市告示 第27号 H元 3.24	面積(ha) 156 人口(人) 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150	一部幹線ルート、 延長の変更	県指令 第2号の1 H元 5.1	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,068 事業年度 S63~H3	一部幹線ルート、延 長の変更 事業年度の延伸	県告示 第539号 H元 5.16	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 2,068 事業年度 S63~H3	一部幹線ルート、延 長の変更 事業年度の延伸
第2次変更	市告示 第133号 H3. 8.20	面積(ha) 156 人口(人) 16,200 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,150	幹線廃止及び 変更	県指令 第2号の1 H4. 2.4	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 5,349 事業年度 S63~H6	事業年度の延伸 事業費の変更	県告示 第55号 H4. 2.4	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 5,349 事業年度 S63~H6	事業年度の延伸 事業費の変更
第3次変更	-	-	-	県指令 第2号の5 H7. 3.31	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 6,224 事業年度 S63~H8	事業年度の延伸 一部幹線ルート、延 長の変更 事業費の変更	県告示 第414号 H7. 3.31	面積(ha) 155 人口(人) 13,700 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,809 事業費(百万円) 6,224 事業年度 S63~H8	事業年度の延伸 一部幹線ルート、延 長の変更 事業費の変更
第4次変更	市告示 第14号 H9. 1.20	面積(ha) 261 人口(人) 25,480 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,423	区域の追加 (105ha)	県指令 第26号 H9. 3.14	面積(ha) 243 人口(人) 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,988 事業費(百万円) 10,900 事業年度 S63~H12	区域の追加(88ha) 流山第7-1-3 ・-4、事業年度の延 伸、事業費の変更	県告示 第267号 H9. 3.25	面積(ha) 243 人口(人) 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,988 事業費(百万円) 10,900 事業年度 S63~H12	区域の追加(88ha) 流山第7-1-3 ・-4、事業年度の延 伸、事業費の変更
第5次変更	-	-	-	県指令 第5号 H12. 6.8	面積(ha) 243 人口(人) 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,169 事業費(百万円) 10,636 事業年度 S63~H15	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸	県告示 第525号 H12. 6.20	面積(ha) 243 人口(人) 19,900 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,169 事業費(百万円) 10,636 事業年度 S63~H15	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸



第6次変更	—	—	—	県指令 第72号 H15. 3.27	面積 (ha) 243 人口 (人) 17,310 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,679 事業費(百万円) 11,508 事業年度 S63~H19	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸	県告示 第452号 H15. 5. 2	面積 (ha) 243 人口 (人) 17,310 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 7,679 事業費(百万円) 11,508 事業年度 S63~H19	日最大汚水量の変更 事業費の変更 事業年度の延伸
第7次変更	—	—	—	県指令 第5396号 H20. 3. 6	面積 (ha) 244 人口 (人) 18,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 8,049 事業費(百万円) 11,532 事業年度 S63~H22	区域の追加 (0.6ha) 幹線の延長変更 事業年度の延伸	県告示 第316号 H20. 3.21	下水道法認可と同様	同左

手賀沼処理区（沼南町第1号公共下水道：分流式）

	都市計画決定			下水道法事業認可			都市計画法事業認可		
	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容	番号・年月日	内 容	変更内容
当初	町告示 第28号 S47. 3.23	面積(ha) 120 人口(人) 22,150		県指令 第828号 S48. 3.16	面積(ha) 112 人口(人) 21,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 10,920 事業費(百万円) 703 事業年度 S48~S49		県告示 第922号 S48. 3.23	面積(ha) 112 人口(人) 21,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 10,920 事業費(百万円) 703 事業年度 S48~49	
第1次変更	—	—	—	県指令 第1376号 S50. 3.25	面積(ha) 120 人口(人) 22,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,518 事業費(百万円) 1,140 事業年度 S48~S54	大津ヶ丘団地及び民間開発区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第950号 S50. 3.25	面積(ha) 120 人口(人) 22,150 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 11,518 事業費(百万円) 1,140 事業年度 S48~S54	大津ヶ丘団地及び民間開発区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更
第2次変更	町告示 第31号 S53. 11.30	面積(ha) 238 人口(人) 31,625 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 18,975	大井地区の市街化区域の一部区域追加変更	県指令 第2653号 S54. 1.18	面積(ha) 238.44 人口(人) 31,625 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,813 事業費(百万円) 3,063 事業年度 S48~S59	大井地区の市街化区域の一部区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第2654号 S54. 1.19	面積(ha) 167.70 人口(人) 25,966 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 12,983 事業費(百万円) 1,670 事業年度 S48~S57	区域の追加, 事業費, 事業年度の変更
第3次変更	町告示 第30号 S56. 11.11	面積(ha) 486 人口(人) 54,755 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 32,853	大井及び高柳地区の市街化区域の一部区域追加変更	県指令 第292号の6 S57. 3. 1	面積(ha) 291.14 人口(人) 36,895 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,293 事業費(百万円) 5,590 事業年度 S48~S63 【雨水】面積(ha) 238.44	大井及び高柳地区の市街化区域の一部区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第290号の11 S57. 3. 5	面積(ha) 220.40 人口(人) 31,236 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,180 事業費(百万円) 3,090 事業年度 S48~S61	大井及び高柳地区の市街化区域の一部区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更
第4次変更	町告示 第2号 S59. 2. 3	面積(ha) 486 人口(人) 54,755 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 32,853		県指令 第327号の3 S59. 3.16	面積(ha) 303.80 人口(人) 38,161 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,989 事業費(百万円) 5,921 事業年度 S48~S65	高柳3号幹線沿いの区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県告示 第325号の5 S59. 3.27	面積(ha) 233.06 人口(人) 32,502 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,876 事業費(百万円) 3,495 事業年度 S48~S63	高柳3号幹線沿いの区域追加変更, 事業費, 事業年度の変更

第5次変更	—	—	—	県指令 第2号の5 S62. 2.24	面積 (ha) 317.00 人口 (人) 39,481 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,320 事業費(百万円) 4,028 事業年度 S48~S67	鎌ヶ谷第4処理分区及び柏第10処理分区の一部区域の追加変更並びに雨水認可区域の一部区域を削除(整備済の区域のみ認可) 事業費, 事業年度の変更	県指令 第3号の12 S62. 2.24	面積 (ha) 317.00 人口 (人) 39,481 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,320 事業費(百万円) 4,028 事業年度 S48~S67	鎌ヶ谷第4処理分区及び柏第10処理分区の一部区域の追加変更並びに雨水認可区域の一部区域を削除(整備済の区域のみ認可) 事業費, 事業年度の変更
					【雨水】面積 (ha) 152.14	【雨水】面積 (ha) 152.14			
第6次変更	町告示 第49号 S62. 8.26	面積 (ha) 557 人口 (人) 56,985 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 34,191	大井地区と高柳地区の一部区域追加変更	県指令 第2号の7 S63. 12.6	面積 (ha) 396.21 人口 (人) 31,507 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,329 事業費(百万円) 5,714 事業年度 S48~S68	沼南第2処理分区及び柏第10処理分区の一部区域の追加変更並びに松戸処理分区の全域を追加認可, 高柳新田地区画整理の雨水計画区域を追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第4号の12 S63. 12.6	面積 (ha) 396.21 人口 (人) 31,507 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,329 事業費(百万円) 5,714 事業年度 S48~S68	沼南第2処理分区及び柏第10処理分区の一部区域の追加変更並びに松戸処理分区の全域を追加認可, 高柳新田地区画整理の雨水計画区域を追加変更, 事業費, 事業年度の変更
					【雨水】面積 (ha) 198.44	【雨水】面積 (ha) 198.44			
第7次変更	町告示 第58号 H2. 7.16	面積 (ha) 876 人口 (人) 60,082 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 36,049	自衛隊基地とその周辺市街地の追加	県指令 第2号の3 H2. 10.23	面積 (ha) 477.34 人口 (人) 27,950 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,373 事業費(百万円) 6,197 事業年度 S48~H5	沼南第2処理分区及び柏第10処理分区, 柏第12処理分区の一部区域の追加変更並びに沼南第1処理分区と柏第12処理分区界の変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第4号の7 H2. 10.23	面積 (ha) 477.34 人口 (人) 27,950 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 15,373 事業費(百万円) 6,197 事業年度 S48~H5	沼南第2処理分区及び柏第10処理分区, 柏第12処理分区の一部区域の追加変更並びに沼南第1処理分区と柏第12処理分区界の変更, 事業費, 事業年度の変更
					【雨水】面積 (ha) 198.44	【雨水】面積 (ha) 198.44			
第8次変更	—	—	—	県指令 第2号の3 H4. 8.4	面積 (ha) 667.24 人口 (人) 38,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,660 事業費(百万円) 10,749 事業年度 S48~H10	高柳向原土地区画整理区域と大井地区と高柳地区の一部市街化区域の追加変更, 事業費, 事業年度の変更	県指令 第4号の3 H4. 8.4	面積 (ha) 667.24 人口 (人) 38,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 21,660 事業費(百万円) 10,749 事業年度 S48~H10	高柳向原土地区画整理区域と大井地区と高柳地区の一部市街化区域の追加変更, 事業費, 事業年度の変更
					【雨水】面積 (ha) 203.51	【雨水】面積 (ha) 203.51			

第9次変更	町告示 第29号 H10. 4.16	面積(ha) 918 人口(人) 63,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 38,830	第二工業団地の 区域追加変更	県指令 第50号 H11. 2.22	面積(ha) 714.63 人口(人) 35,720 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,130 事業費(百万円) 16,060 事業年度 S48~H12	沼南第5処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更	県指令 第49号 H11. 3.12	面積(ha) 714.63 人口(人) 35,720 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 19,130 事業費(百万円) 16,060 事業年度 S48~H12	沼南第5処理分区及 び柏第10処理分区 の一部区域の追加変 更
					【雨水】面積(ha) 203.51			【雨水】面積(ha) 203.51	
第10次変更	—	—	—	県指令 第55号 H13. 3.22	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	汚水柏第10処理分 区と雨水上大津川右 岸第1排水区及び染 井入落第1排水区の 各一部区域の追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第80号 H13. 3.30	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	汚水柏第10処理分 区と雨水上大津川右 岸第1排水区及び染 井入落第1排水区の 各一部区域の追加変 更, 事業費, 事業年 度の変更
					【雨水】面積(ha) 260.87			【雨水】面積(ha) 260.87	
第11次変更	町告示 第19号 H13. 4.27	面積(ha) 918 人口(人) 63,100 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 38,830	松戸市との行政 区域変更に伴う 区域変更	県指令 第10号 H13. 6.11	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	松戸市との行政区域 変更に伴う区域変更	県指令 第11号 H13. 7.13	面積(ha) 733.72 人口(人) 38,340 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 20,490 事業費(百万円) 16,726 事業年度 S48~H15	松戸市との行政区域 変更に伴う区域変更
					【雨水】面積(ha) 260.87			【雨水】面積(ha) 260.87	
第12次変更	町告示 第5号 H14. 2.5	面積(ha) 967 人口(人) 49,000 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 24,220		県指令 第7号 H14. 4.22	面積(ha) 782.42 人口(人) 40,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,810 事業費(百万円) 19,359 事業年度 S48~H19	全体計画見直しに伴 う新規接続点の追加 による処理分区界の 変更及び区内画整理の 具体化に伴う区域拡 大, 事業費, 事業年 度の変更	県指令 第23号 H14. 5.21	面積(ha) 782.42 人口(人) 40,680 日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日) 17,810 事業費(百万円) 19,359 事業年度 S48~H19	全体計画見直しに伴 う新規接続点の追加 による処理分区界の 変更及び区内画整理の 具体化に伴う区域拡 大, 事業費, 事業年 度の変更
					【雨水】面積(ha) 309.94			【雨水】面積(ha) 309.94	

第13次変更	—	—	—	県指令 第32号 H18. 3.17	面積(ha) 832 人口(人) 41,050 日最大汚水量(㎡/日) 17,970 事業費(百万円) 16,706 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第10処理分区 鎌ヶ谷第4処理分区	県指令 第404号 H18. 4.14	面積(ha) 832 人口(人) 41,050 日最大汚水量(㎡/日) 17,970 事業費(百万円) 16,706 事業年度 S48~H19	区域の追加 柏第10処理分区 鎌ヶ谷第4処理分区
					【雨水】面積(ha) 310	区域の追加		【雨水】面積(ha) 310	区域の追加
最終	《都市計画の統合による》 市告示 第68号 H19. 3. 20	面積(ha) — 人口(人) — 日最大汚水量(㎡/日) —	柏市第3号 公共下水道 に統合	県指令 第5391号 H20. 3. 4	—	柏市認可計画 に統合	県告示 第378号 H20. 3.28	—	柏市認可計画 に統合

### Ⅲ 下水道整備状況

#### 1 整備状況

(1) 処理区別整備状況

平成22年3月31日現在

項目	単位	旧柏市区域		旧沼南町区域
		手賀沼処理区	江戸川左岸処理区	手賀沼処理区
着手時期	—	S48. 12	S63. 3	S47. 3
供用開始年月	—	S56. 4	H 3. 1	S56. 5
全体計画面積	ha	5, 498	317	1, 761
整備面積	ha	3, 531	212	653
処理面積	ha	3, 402	212	645
整備延長	km	644. 4	38. 5	136. 1
計画人口	人	350, 000	20, 000	56, 400
処理区内定住人口	人	324, 564	18, 858	46, 454
処理人口	人	289, 130	16, 527	38, 823

## (2) 年度別整備状況

項目	単位	平成21年度	平成20年度
行政区域面積	ha	11,490	11,490
市街化区域面積	ha	5,406	5,406
行政区域人口 A	人	394,188	390,227
行政世帯	世帯	160,109	160,109
全体計画面積	ha	7,576	(旧 柏) 5,815 (旧沼南) 1,761
全体計画人口	人	426,400	(旧 柏) 370,000 (旧沼南) 56,400
認可面積	ha	5,236	(旧 柏) 4,405 (旧沼南) 831
認可人口	人	390,610	(旧 柏) 344,300 (旧沼南) 46,310
整備面積	ha	4,395.73	4,318.22
整備人口 B	人	346,667	340,714
処 理 面 積	ha	(4月 1日付) 4,257.95	(3月31日付) 4,207.40 (4月 1日付) 4,216.08
処 理 人 口 C	人	(4月 1日付) 344,480	(3月31日付) 336,750 (4月 1日付) 337,260
処 理 世 帯	世帯	(4月 1日付) 141,622	(3月31日付) 136,638 (4月 1日付) 137,406
水洗化人口 D	人	(3月31日付) 311,995	(3月31日付) 304,406
水洗化世帯	世帯	(3月31日付) 128,276	(3月31日付) 123,854
普及率 (C / A)	%	(4月 1日付) 87.4	(4月 1日付) 86.4
水洗化率 (D / C)	%	(3月31日付) 90.6	(3月31日付) 90.3

※人口は住民基本台帳によるもの。

※普及率は13年度までは (B / A)

※平成16年度 沼南町と合併

※平成19年度は水洗化人口の算出方法を変更したことから水洗化率が変動した。

平成19年度	平成18年度	平成17年度
11,490	11,490	11,490
5,406	5,406	5,410
385,823	381,999	378,276
156,627	153,252	150,072
(旧 柏) 5,815	(旧 柏) 5,815	(旧 柏) 5,815
(旧沼南) 1,761	(旧沼南) 1,761	(旧沼南) 1,761
(旧 柏) 370,000	(旧 柏) 370,000	(旧 柏) 370,000
(旧沼南) 56,400	(旧沼南) 56,400	(旧沼南) 56,400
(旧 柏) 4,405	(旧 柏) 4,403	(旧 柏) 4,403
(旧沼南) 831	(旧沼南) 832	(旧沼南) 832
(旧 柏) 344,300	(旧 柏) 329,940	(旧 柏) 329,940
(旧沼南) 46,310	(旧沼南) 41,050	(旧沼南) 41,050
4,242.13	4,143.64	4,072.10
340,768	327,023	318,280
(3月31日付) 4,082.08	(3月31日付) 4,046.63	(3月31日付) 3,976.92
(4月1日付) 4,163.67	(4月1日付) 4,075.02	(4月1日付) 4,019.56
(3月31日付) 326,590	(3月31日付) 320,179	(3月31日付) 315,499
(4月1日付) 330,373	(4月1日付) 324,060	(4月1日付) 317,221
(3月31日付) 132,256	(3月31日付) 128,645	(3月31日付) 125,126
(4月1日付) 133,313	(4月1日付) 129,320	(4月1日付) 125,765
(3月31日付) 299,339	(3月31日付) 314,981	(3月31日付) 307,458
(3月31日付) 121,194	(3月31日付) 126,615	(3月31日付) 122,379
(4月1日付) 85.6	(4月1日付) 84.8	(4月1日付) 83.9
(3月31日付) 91.7	(3月31日付) 98.4	(3月31日付) 97.5



## (3) 下水道事業業務量

項 目		単位	平成21年度	平成20年度
公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	47,105	47,348
	年間汚水量 A	千m <sup>3</sup>	46,518	46,922
	年間有収水量 B	千m <sup>3</sup>	38,048	37,736
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	8,470	9,186
	有収率 (B / A)	%	81.79	80.42
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	141.09	136.42
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	157.92	155.82
	維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	75.84	75.45
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	82.08	80.38
特定公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	—	1,051
	年間汚水量 A	千m <sup>3</sup>	—	1,051
	年間有収水量 B	千m <sup>3</sup>	—	723
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	—	328
	有収率 (B / A)	%	—	68.79
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	—	230.08
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	—	206.25
	維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	—	206.25
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	—	—
特定環境保全公共下水道	年間処理水量	千m <sup>3</sup>	385	392
	年間汚水量 A	千m <sup>3</sup>	385	392
	年間有収水量 B	千m <sup>3</sup>	319	311
	年間不明水量	千m <sup>3</sup>	66	81
	有収率 (B / A)	%	82.86	79.34
	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	272.86	252.59
	処理原価	円/m <sup>3</sup>	182.40	195.53
	維持管理費分	円/m <sup>3</sup>	89.05	88.04
	資本費分	円/m <sup>3</sup>	93.36	107.49

※特定公共下水道事業は、平成20年度末で廃止している。

平成19年度	平成18年度	平成17年度
44,925	45,968	43,031
44,520	45,551	42,464
36,812	36,108	34,479
7,708	9,443	7,985
82.69	79.27	81.20
139.12	138.25	134.93
158.82	211.83	213.16
74.10	75.57	72.62
84.73	136.27	140.55
1,152	1,207	1,027
1,152	1,207	1,027
899	830	719
253	377	308
78.04	68.77	70.01
228.67	222.65	186.41
189.11	240.29	254.03
189.11	240.29	254.03
—	—	—
394	475	441
394	475	441
323	367	352
71	108	89
81.98	77.26	79.82
259.15	144.38	160.90
193.43	164.79	171.72
90.80	76.48	77.26
102.63	88.31	94.47

## 2 雨水の整備状況（幹線）

平成22年3月31日現在

流域名	雨水幹線の延長 (m)		整備率 (%)
	計画	整備	
大堀川排水区	36,203	28,970	80.0
大津川排水区	33,307	15,561	46.7
富士川排水区	3,015	485	16.1
坂川排水区	120	0	0.0
利根川排水区	11,663	7,222	61.9
利根運河排水区	6,660	3,690	55.4
手賀沼排水区	5,421	0	0.0
染井入落排水区	8,138	178	2.2
金山排水区	8,431	0	0.0
松戸排水区	96	96	100.0
沼南台排水区	2,215	2,215	100.0
計	115,269	58,417	50.7

※雨水の整備状況は、下水道事業認可区域の内外に関わらず整備しております。

### 3 千葉県下水道普及率

(単位：%)

#### ◇普及率ランキング20

順位	市町名	普及率
1	浦安市	99.3
2	千葉市	97.1
3	八千代市	92.2
4	佐倉市	91.5
5	酒々井町	90.8
6	四街道市	90.1
7	白井市	87.5
8	柏市	87.4
9	習志野市	85.3
10	栄町	84.3
11	我孫子市	80.3
12	印西市	79.5
13	松戸市	78.9
14	成田市	72.2
14	茂原市	72.2
16	流山市	71.5
17	船橋市	70.1
18	市川市	68.3
19	袖ヶ浦市	67.0
20	市原市	58.2

#### ◇人口20万人以上の市別

順位	市町名	普及率
1	千葉市	97.1
2	柏市	87.4
3	松戸市	78.9
4	船橋市	70.1
5	市川市	68.3
6	市原市	58.2

#### ◇東葛飾地区別

順位	市町名	普及率
1	浦安市	99.3
2	柏市	87.4
3	我孫子市	80.3
4	松戸市	78.9
5	流山市	71.5
6	船橋市	70.1
7	市川市	68.3
8	野田市	56.5
9	鎌ヶ谷市	53.9

◇千葉県内普及率 68.2

※普及率は平成21年度末の数字です。

この頁では、普及率のみを基準にランク付けしたものです。

図1-1 汚水計画図  
(旧柏市区域)

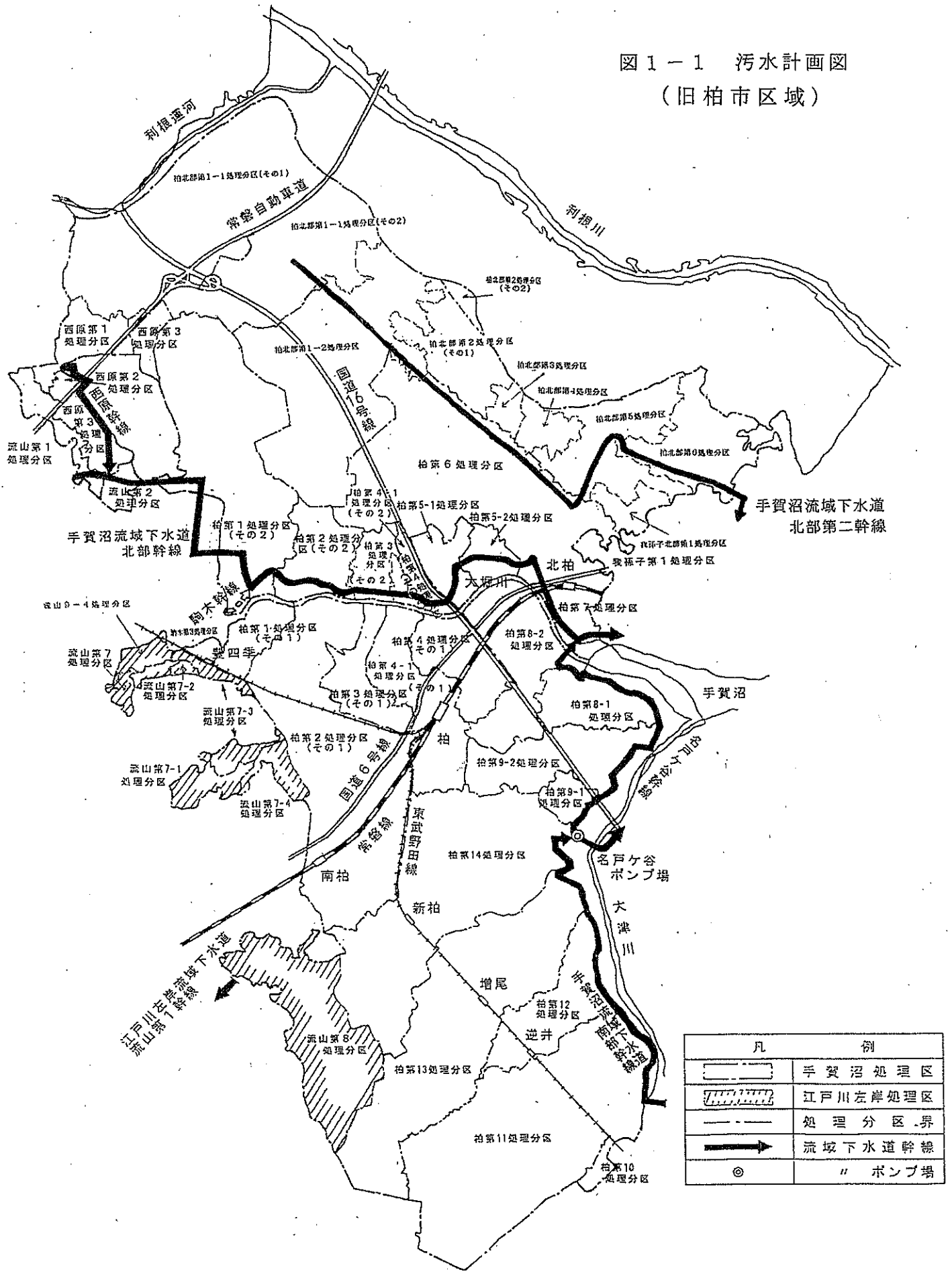
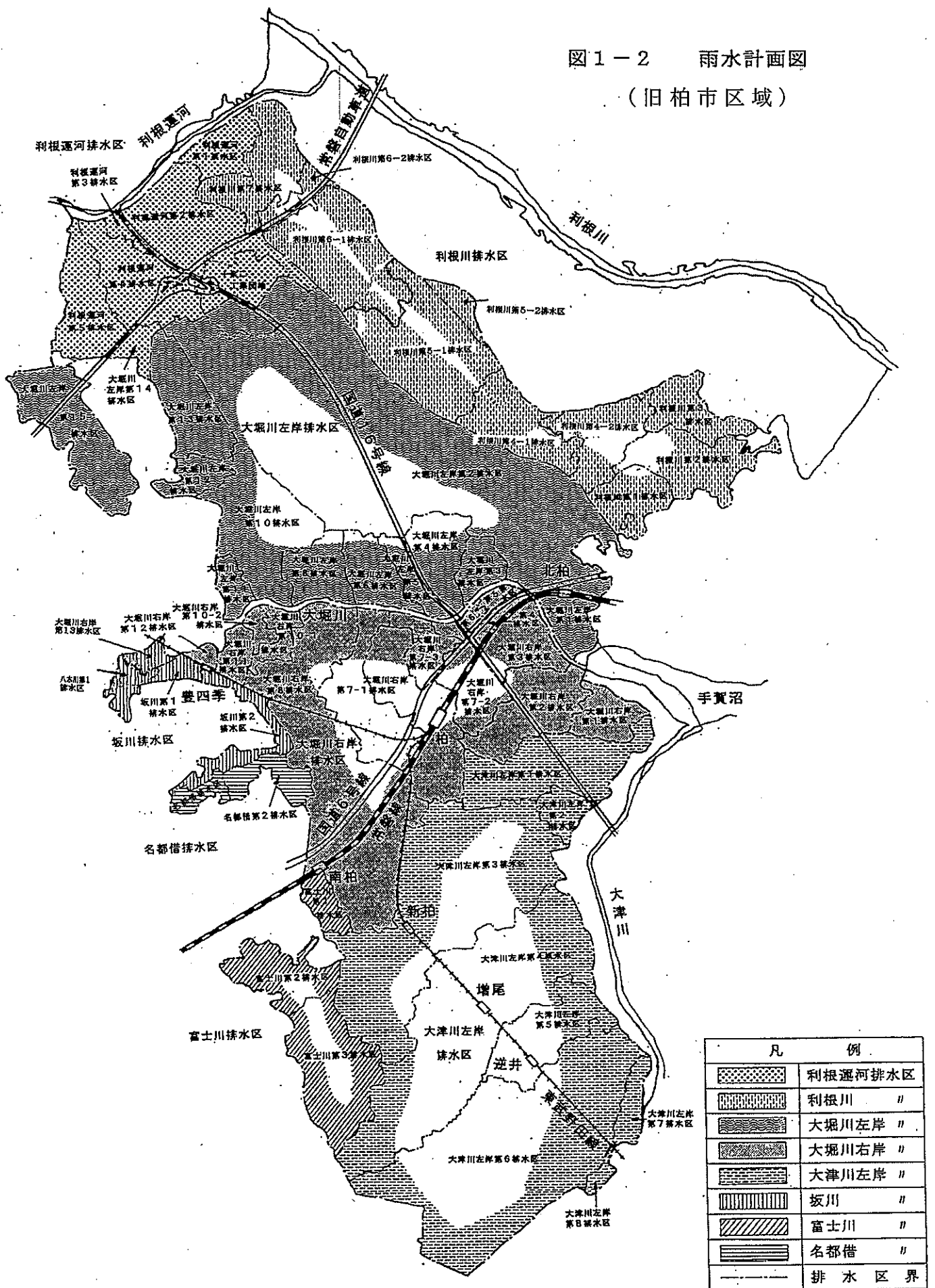
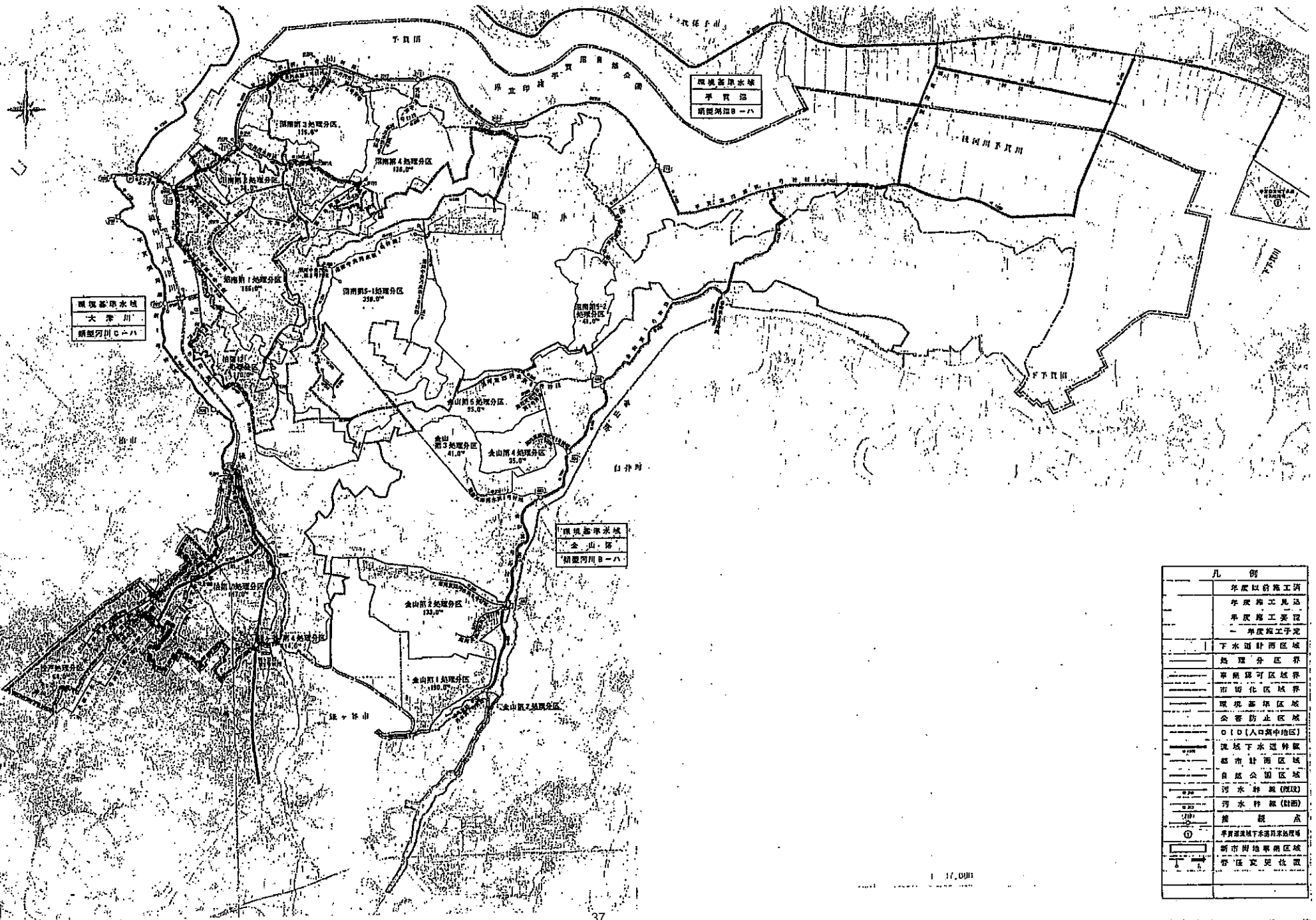


图 1-2 雨水計画図  
(旧柏市区域)



凡 例	
	利根運河排水区
	利根川 "
	大堀川左岸 "
	大堀川右岸 "
	大津川左岸 "
	坂川 "
	富士川 "
	名都借 "
	排水区界

# (旧沼南町区域)公共下水道計画図(河川)



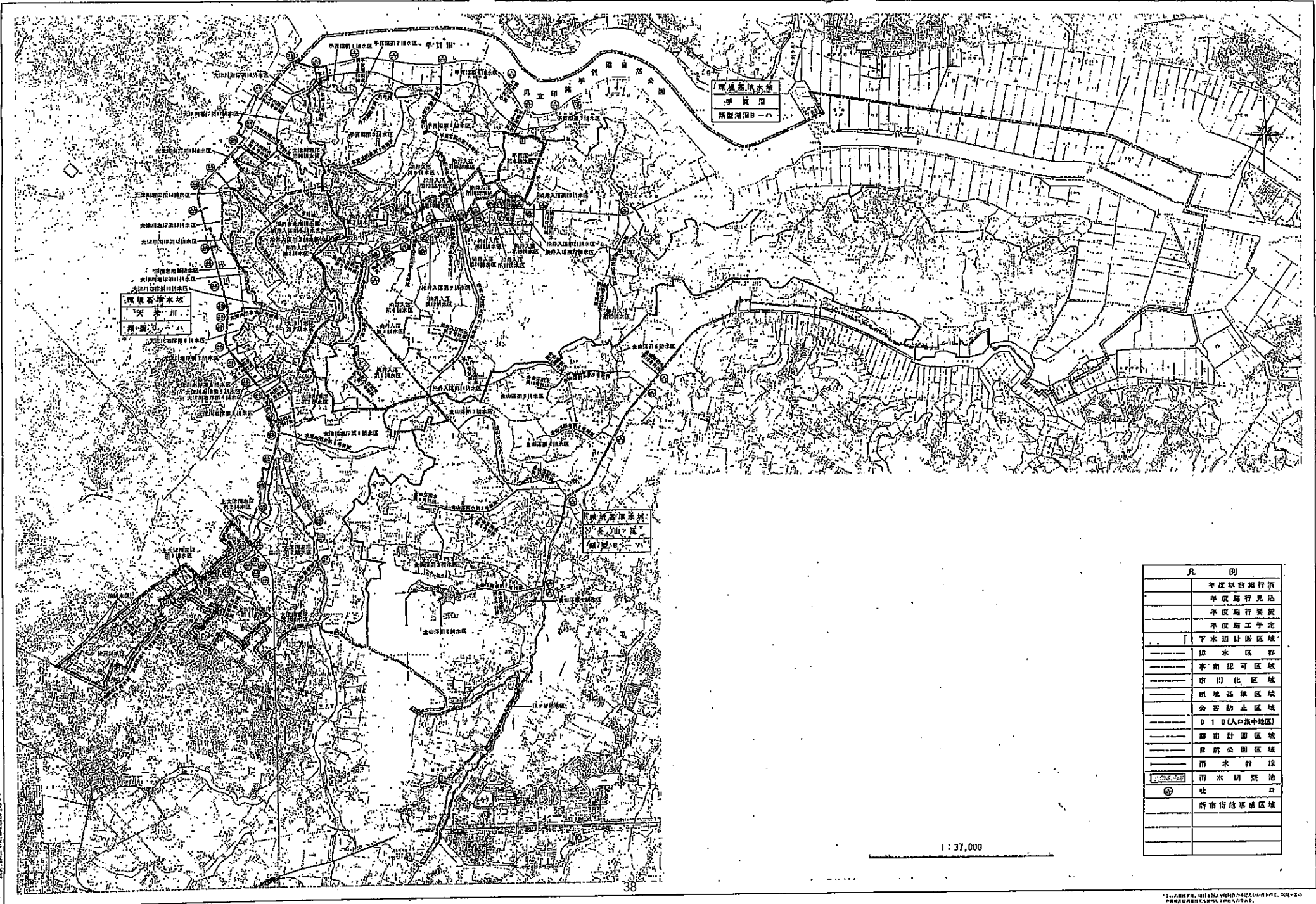
沼南町排水域  
 大津川  
 新堀川 〇一八

沼南町排水域  
 新堀川 〇一八

沼南町排水域  
 金山・新  
 新堀川 〇一八

凡 例	
——	年度以前施工済
——	年度施工見込
——	年度施工要理
——	年度施工予定
——	下水道計画区域
——	地理分区界
——	市界認可区域界
——	市街化区域界
——	環境基準区域
——	公害防止区域
○ (人口集中地区)	人口集中地区
——	流域下水道管線
——	都市計画区域
——	自然公園区域
——	河川林線 (概略)
——	河川林線 (詳細)
——	橋
——	橋
○	下水道管線下流部汚水処理場
——	新市街地界線区域
——	市街変更位置

(旧沼南町区域)公共下水道計画図(雨水)



凡 例	
	年度以時進行形
	年度施行見込
	年度施行要緊
	年度施工予定
	下水道計画区域
	排水区域
	事前認可区域
	市街化区域
	環境基準区域
	公害防止区域
	D10(人口集中地区)
	都市計画区域
	自然公園区域
	雨水幹線
	雨水調整池
	吐 出
	新市街地帯区域

1:37,000



## IV 下水道の維持管理

### 1 維持管理の状況

#### (1) 管路施設の維持管理

本市の公共下水道管路延長は、21年度末で約8.19 kmです。

管路は、中にゴミ等がたまると、異臭がでたり、流れに支障を起こす原因となります。

そのため、定期的に管路の清掃、調査、点検、補修工事などを実施し、適正な維持管理を図っています。

また、長寿命化計画を策定し、老朽化した下水道管、人孔等の計画的な修繕を目指します。

#### (2) 公共下水道台帳の整備

下水道法第23条に基づき、下水台帳の整理を行うとともに、平成18年度より地理情報システム(GIS)を導入している。

#### (3) 施設の維持管理

篠籠田貯留場は、平成11年6月末に廃止した「柏終末処理場」を一部改造し、平成12年7月から柏駅周辺の合流区域から流れる初期雨水の貯留施設及びゴミ取り施設として稼働を再開している。

十余二終末処理場は、平成21年4月1日に廃止した。それぞれの施設概要は、以下のとおりである。

ア 貯留場等の概要

(ア) 篠籠田貯留場

- a 所在地 柏市篠籠田字篠塚 599
- b 敷地面積 9,237 m<sup>2</sup>
- c 建設年次 昭和46年3月～昭和48年9月  
(平成11年7月～平成12年6月：改造)

d 施設概要

沈砂池	巾3.8m×長9.0m×水深0.4～0.6	2池
揚水ポンプ	φ250mm×7m <sup>3</sup> /分×19kw.	3台
	φ400mm×23m <sup>3</sup> /分×50kw.	2台
沈澱能力	5,680 m <sup>3</sup>	
本館	地下1階, 地上2階建	1棟

(イ) 十余二終末処理場

- a 処理区域面積 98 ha
- b 処理能力 ※5,500m<sup>3</sup>/日
- c 所在地 柏市大青田字水砂 1559-1
- d 処理方式 標準活性汚泥法
- e 集水方式 分流式
- f 敷地面積 24,000 m<sup>2</sup>
- g 建設費  
 総事業費 562,800 千円  
 補助対象事業費 354,140 千円  
 国庫補助 93,621 千円
- h 建設年次 昭和44年2月～昭和45年9月
- i 供用開始年月日 昭和45年10月1日

j 施設概要

沈砂池	巾1.0m×長5.6m×深4.25m	2池
揚水ポンプ	φ250mm×3.8m <sup>3</sup> /分×19kw.	2台
	φ250mm×6.6m <sup>3</sup> /分×30kw.	1台
調整池	巾10.0m×長10.8m×水深2.2m	6池
最初沈殿池	内径10.0m×深3.3m	1池
エアレーションタンク	巾10.0m×長10.0m×深4.0m	4池
最終沈殿池	内径16.0m×深3.0m	1池
塩素混和池	巾2.9m×長6.90m×深3.6m	1池
	巾4.2m×長6.40m×深3.0m	1池
汚泥濃縮タンク	内径10.0m×深3.7m	1基
汚泥消化タンク	内径11.0m×深9.0m	1基
汚泥洗浄タンク	内径7.0m×深3.0m	1基
ガスタンク	内径9.69m×高9.95m	1基
脱硫設備	内径0.75m×高5.5m	1基
本館	地下1階, 地上2階建	1棟

k 廃止年月日 平成21年4月1日

## 2 維持管理費の推移

### (1) 管渠関係

(単位：千円)

年度	汚水管清掃	不明水調査	止水工事(管更生)	計
17	21,968	872	3,043	25,883
18	17,447	0	8,379	25,826
19	26,102	3,250	0	29,352
20	17,898	12,290	0	30,188
21	29,005	0	0	29,005
計	141,156	21,167	13,291	175,614

### (2) 終末処理場関係

#### ア 篠籠田貯留場

(単位：千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
17	2,340	118	49,124	0	72	29,339	0	0	80,993
18	1,970	120	911	0	72	29,838	0	0	32,911
19	1,908	126	4,707	0	72	27,609	0	0	34,422
20	2,044	133	6,153	0	219	26,683	8,978	0	44,210
21	1,916	118	5,040	0	158	26,678	11,025	0	44,935
計	12,642	732	113,898	58	675	169,205	20,003	0	317,213

#### イ 十余二終末処理場

(単位：千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
17	8,620	239	30,091	322	171	126,865	0	0	166,308
18	8,791	225	32,239	304	167	141,421	0	0	183,147
19	8,540	230	20,825	241	167	123,454	0	0	153,457
20	9,792	221	1,570	90	16	122,089	0	0	133,778
21	3,235	132	179	0	16	17,408	935	0	21,905
計	47,671	1,526	114,460	1,089	695	657,171	935	208	823,755

### 3 特定事業場等の状況

本市における事業場の届出状況並びに業種別の内訳は、次のとおりです。

#### (1) 届出事業場の年度別推移

年度 区分	21	20	19	18	17
特定事業場	156	176	170	164	159
その他の事業場	73	73	72	68	60
計	229	249	242	232	219

#### (2) 業種別内訳 平成21年度末現在分區別

業種 処理区	手賀沼	江戸川 左岸	計
サービス業	167	1	168
製造業	40	2	42
その他	19	0	19
計	226	3	229

#### (3) 立入り検査状況

ア 実施事業場数（延べ件数） 42 事業場  
 内訳（ア）特定事業場 35 〃  
 （イ）その他の事業場 7 〃

#### イ 実施結果

業種 処理区	手賀沼	江戸川 左岸	計
サービス業	1/6	0/0	1/6
製造業	0/19	0/2	0/21
その他	3/15	0/0	3/15
計	4/40	0/2	4/42

※基準超過件数／立入り実施件数

#### ウ 項目別基準超過件数（重複あり）

水素イオン濃度	1 件
Nヘキサン（動植物油）	1 件
全水銀	1 件
鉛化合物	1 件

# V 水洗化普及

## 1 水洗便所改造資金貸付制度

### (1) 制度の概要

この制度は、公共下水道の処理区域内で既設のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方や、既設のし尿浄化槽を撤去し、公共下水道に切り替える方々に対して、その改造費用又は撤去等に要する費用の一部を、柏市が無利子で資金を貸し付けることにより、排水設備の適正な設置及び水洗化の普及を図り、環境衛生の向上に資することを目的とした制度で、昭和48年6月から施行された。

### (2) 資金貸付金額の変遷

年 度		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	
1	昭和48年度	くみ取り便所改造資金	1槽	80,000円以内
2	昭和49年度	くみ取り便所改造資金	1槽	100,000円以内
3	昭和51年度	くみ取り便所改造資金	1槽	120,000円以内
4	昭和54年度	くみ取り便所改造資金	1槽	150,000円以内
5	昭和56年度	くみ取り便所改造資金	1槽	180,000円以内
		浄化槽切替え	1基	100,000円以内
6	平成元年度	くみ取り便所改造資金	1槽	360,000円以内
		浄化槽切替え	1基	200,000円以内
7	平成3年度	くみ取り便所改造資金	1槽	400,000円以内
		浄化槽切替え	1基	220,000円以内
8	平成5年度	くみ取り便所改造資金	1槽	450,000円以内
		浄化槽切替え	1基	250,000円以内
9	平成7年度	くみ取り便所改造資金	1槽	490,000円以内
		浄化槽切替え	1基	270,000円以内

## 2 指定排水設備工事店制度

### (1) 制度の概要

柏市下水道条例第7条において、排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く）は、当該工事に関して技能を有するものとして市長が指定した者（以下「指定排水設備工事業者」という）が施工しなければならないことになっている。

これは、技術的に一定の水準を保った適正なものでないと、公共下水道の機能を十分発揮できないばかりでなく、施設に損傷を与える恐れもあり、又実際の使用者にも迷惑がかかる恐れがあるためである。

柏市指定排水設備工事業者規則の第2条において、指定工事店となれる資格として、（1）下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定により、市が指定した指定排水設備工事店であること、（2）専属の排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という）を有すること、となっている。

柏市においては、平成22年3月31日現在、303社を指定排水設備工事業者として指定している。

### (2) 指定状況

	新規指定	更新※	取消	年度末工事店数
平成17年度	21	232	0	253
平成18年度	18	—	1	270
平成19年度	13	—	1	282
平成20年度	11	—	3	290
平成21年度	15	—	2	303

※更新は5年ごとに

### 3 各状況

#### (1) 貸付状況

年度	貸付件数					貸付内										貸付金額	
	柏	手賀沼		江戸川 左岸	計	浄化槽切替				くみ取り改				金額	限度額		
		沼南				柏	手賀沼 沼南	江戸川 左岸	計	柏	手賀沼 沼南	江戸川 左岸	計				
17	0	14	3	1	18	0	11	3	1	15	0	3	0	0	3	4,020,000	くみ取り490,000円 浄化槽270,000円
18	0	20	6	3	29	0	17	3	1	21	0	3	3	2	8	8,010,000	くみ取り490,000円 浄化槽270,000円
19	0	11	2	4	17	0	11	1	3	15	0	0	1	1	2	4,380,000	くみ取り490,000円 浄化槽270,000円
20	0	9	1	0	10	0	8	0	0	8	0	1	1	0	2	2,570,000	くみ取り490,000円 浄化槽270,000円
21	0	6	0	0	6	0	4	0	0	4	0	2	0	0	2	1,810,000	くみ取り490,000円 浄化槽270,001円
計	0	60	12	8	80	0	51	7	5	63	0	9	5	3	17	20790000	



(2) 排水設備申請状況

年度	全 体					浄 化 槽 切 替					く み 取 り 改					新 設					そ の 他									
	柏	手賀沼		江 戸 川	十 余 二	計	柏	手賀沼		江 戸 川	十 余 二	計	柏	手賀沼		江 戸 川	十 余 二	計	柏	手賀沼		江 戸 川	十 余 二	計	柏	手賀沼		江 戸 川	十 余 二	計
		沼 南	左 岸					沼 南	左 岸					沼 南	左 岸					沼 南	左 岸					沼 南	左 岸			
17	57	2,491 (91)	456	203	1	3,208 (91)	2	756 (91)	78	59	0	895 (91)	0	34	18	0	0	52	49	1,669	352	143	1	2,214	6	32	8	1	0	47
18	34	2,231	669	246	1	3,181	0	564	82	25	0	671	3	37	17	3	0	60	29	1,591	570	216	1	2,407	2	39	0	2	0	43
19	42	3,140 (1,353)	569	119	1	3,871 (1,353)	1	1,774 (1,353)	38	20	0	1,833 (1,353)	0	20	2	3	0	25	39	1,314	522	95	1	1,971	2	32	7	1	0	42
20	37	1,753	453	104	2	2,349	1	318	54	20	0	393	0	16	6	1	0	23	35	1,386	393	80	0	1,894	1	33	0	3	2	39
21	50	1,698	297	78	1	2,124	2	371	28	20	0	421	1	15	5	0	0	21	44	1,282	261	58	1	1,646	3	30	3	0	0	36
計	220	11,313 (1,444)	2,444	750	6	14,733 (1,444)	6	3,783 (1,444)	280	144	0	4,213 (1,444)	4	122	48	7	0	181	196	7,242	2,098	592	4	10,132	14	166	18	7	2	207

※ ( ) 内は、コミプラによる申請件数。

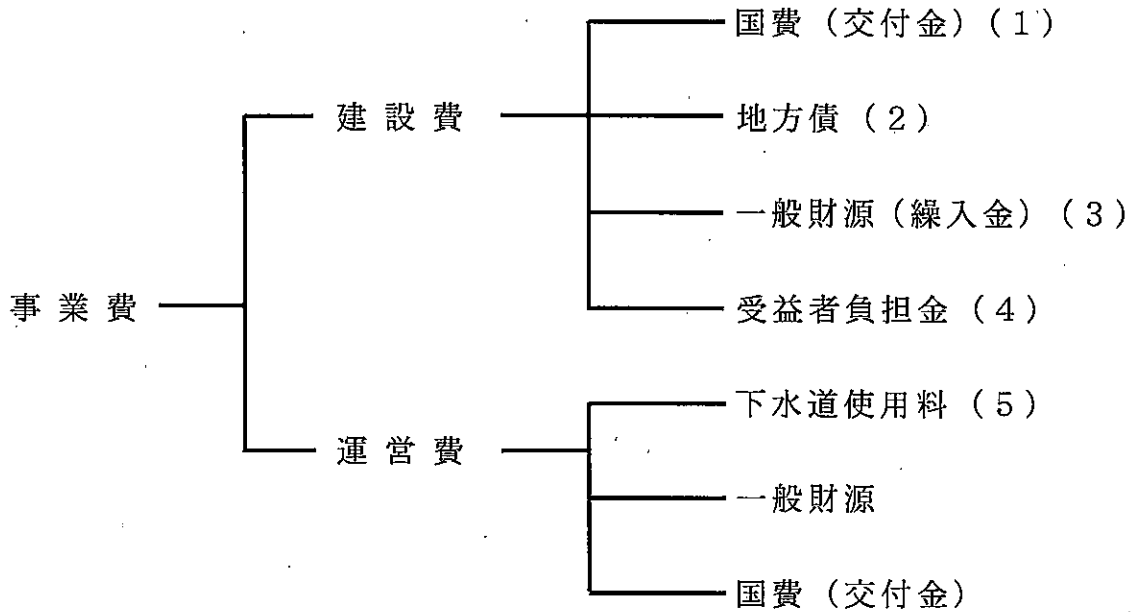
#### 4 普及促進関連

下水道事業への市民の理解と関心を深めるために、毎年9月10日の全国下水道促進デーにあわせ、啓蒙啓発を実施している。

- ◇ 下水道PRグッズの配布。
- 下水道のしくみポスターの展示。
- 平成21年9月1日～9月30日

# VI 下水道事業の財政

## 1 財源のしくみ



## 2 財源の説明

### (1) 国費（平成22年度より社会資本整備総合交付金）

下水道事業は、都道府県、市町村等地方公共団体が行うものであるが、その建設には多額の費用が必要であり、かつ、下水道を緊急に整備することが、国家的見地からしても急務であるという認識から、国が下水道を建設する地方公共団体に対して、交付金を交付している。

### (2) 地方債

下水道事業は建設時に財政負担が集中し、建設後は施設の長期的な利用が可能となる。建設時の利用者がその費用のすべて負担することは、後年からの利用者との間に世代間の不公平を生むこととなる。この建設財源に地方債を充てることで、建設時の財政面の負担を減らし、その返済に下水道使用料を充てることで、後年の利用者も建設費の一部を負担することとなり、世代間の公平を確保することができる。

### (3) 一般財源（繰入金）

下水道事業（汚水）はその利便を受ける者が限定されており、受益者負担の原則から下水道利用者による使用料収入によって賄うものとされている。一方で、下水道は河川環境の保全等、公共の利益に資するものでもあるため、一般財源からも一部経費を負担している。また、下水道事業（雨水）については、その効果が広く一般市民に及ぶため、全額を一般財源で負担している。

(4) 下水道事業受益者負担金

ア 制度の概要

根拠法令 都市計画法第75条  
地方自治法第224条  
柏市公共下水道事業受益者負担条例

条例制定年月日

昭和56年3月30日(柏市条例)

受益者 事業により築造される公共下水道の排水区域内の土地所有者又は権利者

賦課方法 年度当初に賦課対象区域として公告した区域

徴収方法 5年分割(年4回)納付又は一括納付  
(沼南町で賦課をしたものについては、3年分割『年4回』納付又は一括納付)

納期 第1期 7月16日～7月末日  
第2期 9月16日～9月末日  
第3期 11月16日～11月末日  
第4期 2月16日～2月末日

各負担区の状況

負担金の区分	負担区の名称	設定年月日	負担区面積	1㎡当りの単位負担金額
受益者負担金	柏第一負担区	S.44. 4. 1	233ha	110円
	柏第二負担区	S.56. 4. 1	336ha	464円
	柏第三負担区	S.59. 4. 1	622.8ha	479円
	柏第四負担区	S.62. 4. 1	3,058.2ha	530円
	沼南第一負担区	S.56.10. 1	31.74ha	364円
	沼南第二負担区	S.59. 6. 7	24ha	484円
	沼南第三負担区	S.62. 1. 5	30.73ha	615円
	沼南第四負担区	H. 3. 6. 1	69.66ha	700円
	沼南第五負担区	H. 5. 4. 1	138.57ha	700円
	沼南第六負担区	H.11. 7. 1	12.777606ha	700円
	沼南第七負担区	H.14. 9. 6	19.553028ha	700円
	沼南第八負担区	H.18. 4. 1	174ha	530円
分担金	柏第一分担区	H.10. 4. 1	5.14ha	1,050円

※柏第一負担区は建設省令により徴収。

## イ 受益者負担金, 分担金

(単位: 円; %)

年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率
元	561, 207, 697	(24, 120) 522, 520, 929	93. 1
2	512, 910, 389	488, 370, 510	95. 2
3	624, 200, 513	593, 568, 301	95. 1
4	242, 756, 023	209, 359, 746	86. 2
5	279, 048, 357	247, 612, 496	88. 7
6	338, 950, 502	309, 401, 403	91. 3
7	314, 082, 674	285, 665, 071	91. 0
8	331, 165, 377	305, 718, 333	92. 3
9	290, 814, 429	262, 822, 227	90. 4
10	332, 162, 576	301, 189, 773	90. 7
11	[26, 014, 701] 346, 039, 405	[25, 999, 142] 313, 205, 926	[99. 9] 90. 5
12	[51, 432, 012] 400, 046, 012	[51, 383, 373] 364, 683, 063	[99. 9] 91. 2
13	[13, 745, 609] 367, 315, 509	[13, 602, 010] 324, 565, 360	[99. 0] 88. 4
14	[383, 359] 342, 084, 016	[214, 960] 298, 020, 758	[56. 1] 87. 1
15	[478, 679] 243, 740, 934	[379, 360] 202, 651, 657	[79. 3] 83. 1
16	柏 市 [278, 319] 258, 455, 092	[195, 380] 213, 980, 143	[70. 2] 82. 8
	沼南町分 5, 592, 850	129, 300	2. 3
17	[67, 380] 301, 654, 789	[0] 250, 172, 120	[0. 0] 82. 9
18	[74, 779] 254, 319, 612	[22, 879] 207, 030, 132	[30. 6] 81. 4
19	[53, 640] 156, 797, 939	[22, 680] 113, 311, 311	[42. 3] 72. 3
20	[38, 160] 154, 630, 694	[22, 680] 111, 708, 906	[59. 4] 72. 2
21	[22, 680] 107, 087, 580	[22, 680] 68, 632, 042	[100. 0] 64. 1

※ ( ) 内は過誤納金還付未済額

※ [ ] 内は下水道分担金(平成11年度から13年度までは接続金を含む)

## (5) 使用料

### ア 公共下水道使用料

#### (ア) 制度の概要

根拠法令 下水道法第20条  
柏市下水道条例

条例制定年月日

昭和48年6月30日(柏市条例)

#### 汚水排除量の算定

##### a 水道水による汚水

水道の使用量(下水道使用料算定基準別表)

##### b 水道水以外による汚水

###### (ア) 家事用の使用水量(下水道使用料算定基準別表)

1世帯1人のときは1か月につき10<sup>m</sup>を汚水排除量とみなし、1世帯1人を超えるとときは1か月につき6<sup>m</sup>を加えた量を汚水排除量とみなす。ただし、1世帯4人を超えるとときは1か月につき28<sup>m</sup>を汚水排除量とみなす。

###### (イ) その他(下水道使用料算定基準別表)

事業所による井戸水の使用は、水道水による汚水区分と同一の水量区分に改定されました。  
(21年度改定)

#### 徴収方法

##### a 水道水を使用する場合

水道部へ徴収を委託し、水道料金と同時に徴収する。

##### b 水道水以外の水を使用する場合

土木部下水道維持管理課で検針(業者委託)・徴収(一部業者委託)を行う。

## (イ) 下水道使用料算定基準(1か月)

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金
一 般 汚 水	水道水による汚水	525円	10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき42.00円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき113.40円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき136.50円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき191.1円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき244.65円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 1立方メートルにつき306.60円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき368.55円
			1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき422.1円
水道水 以外に よる汚 水	一 般 家 庭	1人世帯	10立方メートルと認定 945円
		2人世帯	16立方メートルと認定 1,625円
		3人世帯	22立方メートルと認定 2,352円
		4人世帯以上	28立方メートルと認定 3,171円
		その他	水道水による汚水区分と同じ
公衆浴場の汚水			汚水排除量1立方メートルにつき 12.6円

平成21年5月1日改定料金表

※ 料金表については、平成21年度に改定されたものを掲載。

## (ウ) 公共下水道使用料

(単位：円；%)

年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率	
元	880,156,570	(1,680) 853,708,485	97.0	
2	912,434,120	882,080,610	96.7	
3	999,394,450	(1,600) 964,021,875	96.5	
4	1,384,241,544	1,319,387,628	95.3	
5	1,494,106,844	1,443,482,501	96.6	
6	2,097,225,174	2,027,425,844	96.7	
7	2,263,389,367	2,182,071,544	96.4	
8	2,427,464,810	2,336,554,722	96.3	
9	3,058,905,794	2,934,913,410	95.9	
10	3,253,283,385	3,111,290,668	95.6	
11	3,508,004,241	3,339,441,784	95.2	
12	3,897,762,319	3,689,464,647	94.7	
13	4,069,668,015	3,831,137,985	94.1	
14	4,202,480,782	3,952,139,195	94.0	
15	4,416,514,456	4,151,176,726	94.0	
	柏 市	4,572,104,726	4,352,677,478	95.2
16	沼南町分	71,298,899	17,714,909	24.8
17	5,000,580,565	4,756,447,052	95.1	
18	5,320,636,471	(582,530) 5,045,029,481	94.8	
19	5,485,946,732	(908,303) 5,205,054,421	94.9	
20	5,474,312,852	(756,639) 5,226,533,211	95.5	

※ ( ) 内は過誤納金還付未済額



(工) 用途別使用水量 (平成21年度)

	件 数			使 用 水 量				備 考
	年間	構成比%	月平均	年間m <sup>3</sup>	構成比%	月平均	月m <sup>3</sup> /月件	
水道水	817,468 (797,841)	95.45 (95.2)	68,122 (66,487)	31,365,823 (30,910,973)	87.73 (88.96)	2,613,819 (2,575,914)	38.4 (38.68)	
専用水道	23,893 (25,150)	2.78 (3.)	1,991 (2,096)	722,669 (757,351)	2.02 (2.18)	60,222 (63,113)	30.2 (30.1)	豊四季, 東武, 小田急, グリーン, 葉貫台の各団地
井戸水	15,049 (14,944)	1.76 (1.78)	1,254 (1,245)	3,632,365 (3,043,956)	10.16 (8.76)	302,697 (253,663)	241.4 (203.7)	
	事業用 1,391 (1,041)	0.16 (0.12)	116 (87)	3,089,738 (2,487,885)	8.64 (7.16)	257,478 (207,324)	2,221.2 (2,389.9)	
	家事用 13,658 (13,903)	1.59 (1.66)	1,138 (1,159)	542,627 (556,071)	1.52 (1.6)	45,219 (46,339)	39.7 (40.0)	
公衆浴場	30 (30)	0.01 (0.01)	3 (3)	32,033 (35,094)	0.09 (0.1)	2,669 (2,925)	889.8 (974.8)	水道水分, 井戸水分ともにある
合計	856,440 (837,965)	100.00 (100.00)	71,371 (69,831)	35,752,890 (34,747,374)	100.00 (100.00)	2,979,408 (2,895,615)	41.7 (41.5)	

※ ( )内は前年度数値

## (オ) 下水道使用料の推移

(単位：円)

期 間 ( 年 度 )		56～	59～	62～	H4～	H6～	H9～	H12～	H15～	H18～	H21～	
水道水による汚水	基本料金	基本料金									500	
		汚水排除量10m <sup>3</sup> までにつき	200	280	380	460	580	738	805	900	900	—
	超過料金 一立方メートルにつき	10m <sup>3</sup> まで	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40
		10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup>	25	35	50	60	75	95	103	103	108	108
		20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分	30	40	55	65	90	114	124	124	130	130
		30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	35	50	70	85	125	159	173	173	182	182
		50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	45	60	85	105	160	204	222	222	233	233
		100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	50	70	100	125	200	255	278	278	292	292
		500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	60	85	120	145	240	306	334	334	351	351
		1,000m <sup>3</sup> を 超える分	70	100	135	165	290	369	402	402	402	402
水道水以外による汚水	一般家庭	1世帯5人まで (超過料金) 1人増すごとに	400	550	—	—	—	—	—	—	—	—
		1世帯	—	—	800	1,100	1,390	1,769	—	—	—	—
		1人世帯	—	—	—	—	—	—	805	900	900	900
		2人世帯	—	—	—	—	—	—	1,423	1,518	1,548	1,548
		3人世帯	—	—	—	—	—	—	2,083	2,178	2,240	2,240
		4人世帯以上	—	—	—	—	—	—	2,827	2,922	3,020	3,020
		その他	汚水排除量 1m <sup>3</sup> につき	40	55	80	100	175	223	243	251	※1
	公衆浴場の汚水	汚水排除量1m <sup>3</sup> につき	10	10	10	10	10	12	12	12	12	12

※1, 水道水による汚水区分と同じ

※数値は税抜き

※H21年5月1日使用分からの適用。

(オ) 下水道使用料の推移 (旧沼南地区)

※旧沼南地区は平成 21 年 5 月 1 日使用分から柏市統一料金となる。

(単位：円)

期 間 ( 年 度 )		56~	H12~	H18~	H21~	
水道水による汚水	基本料金	汚水排除量 10m <sup>3</sup> までにつき	910	900	900	平成二十一年五月一日から柏市統一料金となる。
	超過料金 へ一立方メートルにつき ▽	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	91	100	104	
		20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分	91	105	118	
		30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	91	110	151	
		40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	91	120		
		50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	91	130	182	
		100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	91	150	221	
		500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	91	180	266	
		1,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> までの分	91	220	336	
		10,000m <sup>3</sup> を超え 超える分	91	270		
		水道水以外による汚水	1世帯 5人まで (超過料金)	2,275	—	
1人増すごとに	182		—	—		
1人世帯	—		1,100	900		
2人世帯	—		1,500	1,524		
3人世帯	—		1,900	2,176		
4人世帯以上	—		—	2,884		
4人世帯	—		2,320	—		
5人世帯	—		2,425	—		
6人世帯以上	—	※	—			

イ 特定公共下水道使用料

(ア) 制度の概要

根拠法令 下水道法第20条

柏都市計画特定公共下水道条例

条例制定年月日

昭和44年10月1日

汚水排除量の算定

a 水道水を使用する場合は、その使用水量

b 水道水以外の水を使用する場合は、その揚水量

使用料の額 1 m<sup>3</sup>につき231円の従量制（平成18年～）

徴収方法

a 水道水を使用する場合

水道部で検針・土木部下水道維持管理課で徴収

b 水道水以外の水を使用する場合

土木部下水道維持管理課で検針（業者委託）・徴収

特定公共下水道使用料の推移

昭和44年～1 m<sup>3</sup>当たり 13円

昭和46年～1 m<sup>3</sup>当たり 25円

昭和56年～1 m<sup>3</sup>当たり 65円

昭和61年～1 m<sup>3</sup>当たり 100円

（平成元年4月1日からは、103円）

平成4年～1 m<sup>3</sup>当たり 136.99円

平成9年～1 m<sup>3</sup>当たり 186.9円

平成18年～1 m<sup>3</sup>当たり 231円

平成21年～手賀沼流域下水道接続により廃止

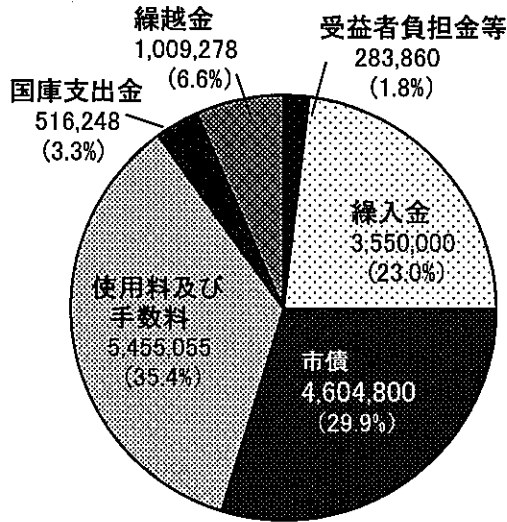
## (イ) 特定公共下水道使用料

(単位：円；%)

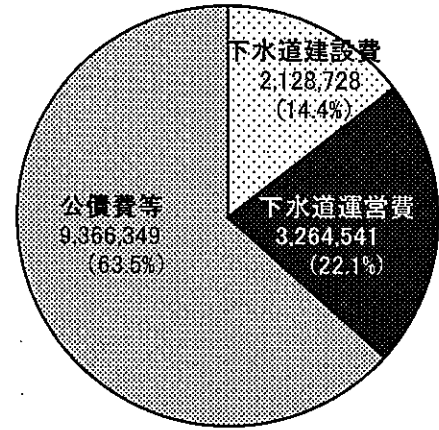
年 度	調 定 額	収 入 額	収 納 率
元	117,643,860	117,265,300	99.68
2	128,127,800	128,127,800	100.00
3	148,554,000	148,554,000	100.00
4	190,510,071	190,510,071	100.00
5	190,671,934	190,614,677	99.97
6	190,755,089	190,677,841	99.96
7	207,830,475	207,753,227	99.96
8	220,088,336	220,011,088	99.96
9	273,776,442	273,776,442	100.00
10	246,932,675	246,932,675	100.00
11	230,485,678	230,485,678	100.00
12	220,100,765	220,100,765	100.00
13	204,043,241	204,043,241	100.00
14	189,098,131	188,857,779	99.87
15	168,284,400	166,889,383	99.17
16	157,846,416	152,977,495	96.92
17	139,341,095	134,032,401	96.19
18	192,314,512	184,797,508	96.09
19	215,208,411	205,570,065	95.52
20	176,546,703	166,345,018	94.22
21	23,414,884	16,257,827	69.43

### 3 グラフで見る下水道の財政

(1) 平成21年度の下水道事業決算（単位：千円）

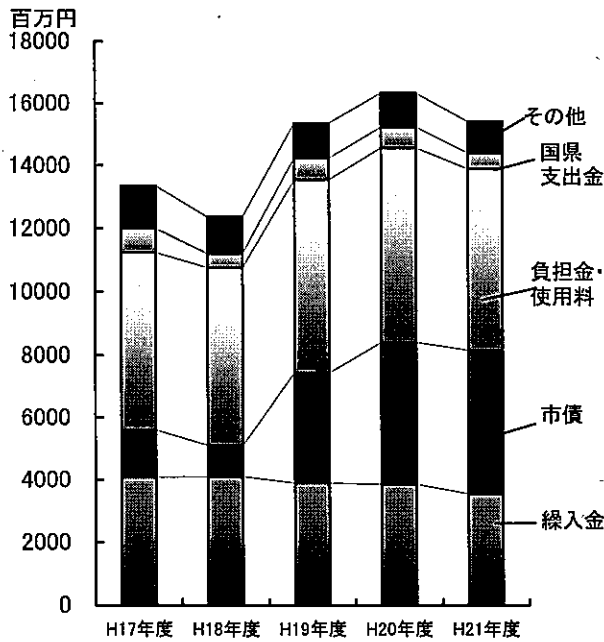


歳入 15,419,241千円

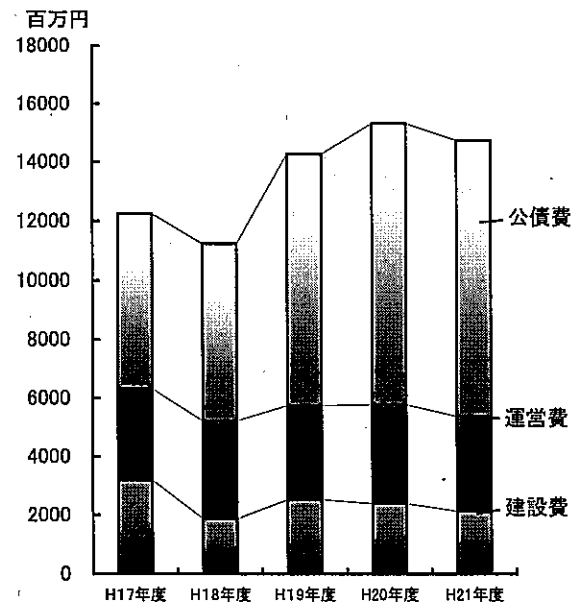


歳出 14,759,618千円

(1) 歳入・歳出決算額の推移  
歳入決算額の推移



歳出決算額の推移



#### 4 下水道事業実績(歳入・歳出)

##### (1) 収入状況一覧

区 分	年 度	
	平成21年度	平成20年度
分担金及び負担金	252,297,042	778,178,236
使用料及び手数料	5,455,054,927	5,393,051,192
国庫補助金	516,248,000	656,688,850
県支出金	0	0
繰入金	3,550,000,000	3,850,000,000
繰越金	1,009,278,161	1,091,682,928
諸収入	31,563,028	13,358,690
市債	4,604,800,000	4,554,900,000
合 計	15,419,241,158	16,337,859,896

##### (2) 支出状況一覧

区 分	年 度		
	平成21年度	平成20年度	
建設費	公共下水道費	2,005,512,013	2,299,991,443
	流域下水道費	123,216,000	97,025,000
	小 計	2,128,728,013	2,397,016,443
運営費	事務費	744,142,450	756,150,879
	下水道普及費	9,395,468	10,604,053
	維持管理費	2,511,002,999	2,614,855,563
	小 計	3,264,540,917	3,381,610,495
公債費	9,366,349,430	9,549,954,797	
諸支出金			
合 計	14,759,618,360	15,328,581,735	

(単位：円)

平成19年度	平成18年度	平成17年度
694,961,373	436,025,264	752,768,227
5,410,797,291	5,229,999,168	4,890,607,892
692,080,400	440,662,075	760,751,675
0	0	0
3,900,000,000	4,100,000,000	4,078,700,000
1,123,018,393	1,102,709,573	1,289,290,995
16,223,627	56,253,664	63,434,744
3,535,100,000	999,900,000	1,517,000,000
15,372,181,084	12,365,549,744	13,352,553,533

平成19年度	平成18年度	平成17年度
2,376,333,535	1,698,541,084	2,857,448,723
152,541,000	170,777,000	333,151,000
2,528,874,535	1,869,318,084	3,190,599,723
779,232,385	729,375,032	645,345,760
41,754,184	28,073,374	8,669,704
2,397,088,102	2,595,911,431	2,468,135,174
3,218,074,671	3,353,359,837	3,122,150,638
8,533,548,950	6,019,853,430	5,937,093,599
14,280,498,156	11,242,531,351	12,249,843,960



## 5 流域下水道事業負担金

(単位:円)

年度	流域下水道名	建設負担金		維持管理負担金			合計
		柏市負担率	決算額	単価	対象汚水量	決算額	
17	手賀沼	57.39%	329,303,000	56.9	42,443,056	1,928,113,463	2,257,416,463
	江戸川左岸	0.68%	3,848,000	54.3	1,790,274	90,739,823	94,587,823
	計	—	333,151,000	—	44,233,330	2,018,853,286	2,352,004,286
18	手賀沼	57.39%	161,236,000	56.9	45,395,639	2,059,525,424	2,220,761,424
	江戸川左岸	0.68%	9,541,000	54.3	1,934,247	95,230,584	104,771,584
	計	—	170,777,000	—	47,329,886	2,154,756,008	2,325,533,008
19	手賀沼	57.39%	141,115,000	56.9	43,650,168	1,881,604,983	2,022,719,983
	江戸川左岸	0.68%	11,426,000	54.3	1,994,843	90,144,470	101,570,470
	計	—	152,541,000	—	45,645,011	1,971,749,453	2,124,290,453
20	手賀沼	57.39%	87,209,000	56.9	46,333,118	2,108,244,440	2,195,453,440
	江戸川左岸	0.68%	9,816,000	54.3	1,996,135	89,256,149	99,072,149
	計	—	97,025,000	—	48,329,253	2,197,500,589	2,294,525,589
21	手賀沼	57.39%	117,075,000	56.3	44,844,634	2,092,703,165	2,209,778,165
	江戸川左岸	0.68%	6,141,000	53.8	1,924,964	79,702,794	85,843,794
	計	—	123,216,000	—	46,769,598	2,172,405,959	2,295,621,959

※ 建設負担金は、翌年度に精算による戻入があります。  
維持管理負担金は、前年度分の精算等による調整後の額が決算額となっています。

## 6 市債償還表

【旧柏市】

(単位:円)

年度	区分	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
				元金	利息	
17	公共下水道債	1,176,000,000	4,437,509,925	2,381,731,512	2,055,778,413	54,805,650,364
	流域下水道債	318,400,000	1,031,395,142	664,042,412	367,352,730	10,222,510,182
	計	1,494,400,000	5,468,905,067	3,045,773,924	2,423,131,143	65,028,160,546
18	公共下水道債	889,200,000	4,646,022,200	2,681,650,761	1,964,371,439	53,013,199,603
	流域下水道債	110,700,000	940,671,540	595,393,808	345,277,732	9,737,816,374
	計	999,900,000	5,586,693,740	3,277,044,569	2,309,649,171	62,751,015,977
19	公共下水道債	2,793,000,000	6,364,003,799	4,497,187,534	1,866,816,265	51,309,012,069
	流域下水道債	742,100,000	1,454,604,233	1,132,393,536	322,210,697	9,347,522,838
	計	3,535,100,000	7,818,608,032	5,629,581,070	2,189,026,962	60,656,534,907
20	公共下水道債	3,808,200,000	7,419,178,048	5,801,097,703	1,618,080,345	49,316,114,366
	流域下水道債	746,700,000	1,492,457,840	1,229,200,897	263,256,943	8,865,021,941
	計	4,554,900,000	8,911,635,888	7,030,298,600	1,881,337,288	58,181,136,307
21	公共下水道債	3,954,000,000	7,471,704,912	6,007,183,987	1,464,520,925	47,262,930,379
	流域下水道債	650,800,000	1,381,737,711	1,154,662,854	227,074,857	8,361,159,087
	計	4,604,800,000	8,853,442,623	7,161,846,841	1,691,595,782	55,624,089,466

【旧沼南町】

18	公共下水道債	0	194,719,106	112,804,628	81,914,478	2,192,178,100
	流域下水道債	0	205,942,600	133,807,180	72,135,420	1,723,847,290
	特環下水道債	0	32,497,984	20,831,965	11,666,019	502,912,227
	計	0	433,159,690	267,443,773	165,715,917	4,418,937,617
19	公共下水道債	0	352,880,498	276,447,102	76,433,396	1,915,730,998
	流域下水道債	0	328,717,451	262,721,779	65,995,672	1,461,125,511
	特環下水道債	0	33,342,969	22,181,657	11,161,312	480,730,570
	計	0	714,940,918	561,350,538	153,590,380	3,857,587,079
20	公共下水道債	0	322,829,707	266,188,666	56,641,041	1,649,542,332
	流域下水道債	0	281,671,710	232,259,803	49,411,907	1,228,865,708
	特環下水道債	0	33,817,492	23,180,135	10,637,357	457,550,435
	計	0	638,318,909	521,628,604	116,690,305	3,335,958,475
21	公共下水道債	0	232,820,711	186,856,962	45,963,749	1,462,685,370
	流域下水道債	0	246,435,581	206,902,220	39,533,361	1,021,963,488
	特環下水道債	0	33,650,515	23,542,853	10,107,662	434,007,582
	計	0	512,906,807	417,302,035	95,604,772	2,918,656,440

【合計】

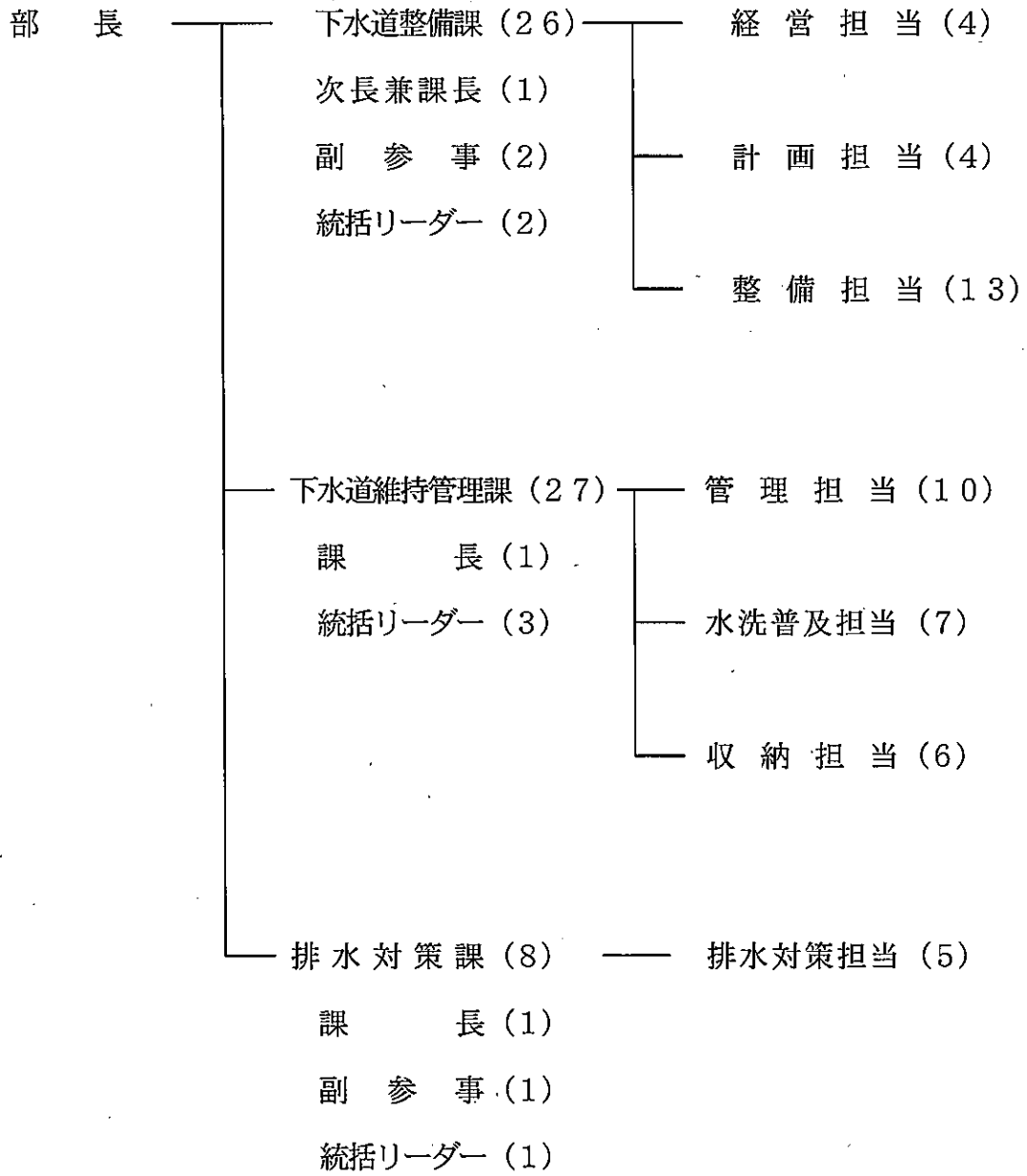
21	公共下水道債	3,954,000,000	7,704,525,623	6,194,040,949	1,510,484,674	48,725,615,749
	流域下水道債	650,800,000	1,628,173,292	1,361,565,074	266,608,218	9,383,122,575
	特環下水道債	0	33,650,515	23,542,853	10,107,662	434,007,582
	計	4,604,800,000	9,366,349,430	7,579,148,876	1,787,200,554	58,542,745,906

※借入れ先は、財務省財政融資資金、日本郵政公社簡易保険資金、公営企業金融公庫及び縁故債協調融資引受団。

利率は平成19年度の場合、財務省財政融資資金が2.0%、公営企業金融公庫が2.1%

## VII 下水道の組織

### 1 組織図と職員数



事務系職員	22名
技術系職員	39名
合計	61名

(平成22年4月1日現在)

## 2 分掌事務（平成21年度）

課名	担当名	分 掌 事 務
下水道整備課	下水道経営担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道経営に関する事。</li> <li>2 柏市公共下水道事業審議会に関する事。</li> <li>3 流域下水道協議会に関する事。</li> <li>4 治水及び公共下水道に係る予算及び決算の調整に関する事。</li> <li>5 治水及び公共下水道に係る事業調整及び庶務に関する事。</li> </ol>
	計画担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 治水の総合企画に関する事。</li> <li>7 治水及び公共下水道に係る国、県等との調整に関する事。</li> <li>8 治水及び公共下水道に係る調査、計画及び調整に関する事。</li> <li>9 関係法令等の認可に関する事。</li> </ol>
	整備担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>10 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事に係る用地の取得、借地、補償、登記事務及び損失補償に関する事。</li> <li>11 下水道工事に係る私道の承諾に関する事。</li> <li>12 排水施設及び公共下水道の新設工事に伴う関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>13 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の設計に関する事。</li> <li>14 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の進行管理及び監督に関する事。</li> <li>15 排水施設及び公共下水道の災害復旧工事に関する事。</li> <li>16 軽易な工事の検査に関する事。</li> </ol>
下水道維持管理課	管理担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共下水道の維持管理に関する事。</li> <li>2 下水道施設等の移管に関する事。</li> <li>3 公共下水道の補修に関する事。</li> <li>4 軽易な工事に関する事。</li> <li>5 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事。</li> <li>6 ひ管の維持管理に関する事。</li> <li>7 水路等に係る占用許可に関する事。</li> <li>8 水質管理に関する事。</li> <li>9 篠籠田貯留場の運営及び維持管理に関する事。</li> <li>10 除外施設及び特定施設の指導監督に関する事。</li> <li>11 供用開始区域内の開発行為等の協議に関する事。</li> <li>12 公共下水道の接続等に関する事。</li> </ol>
	水洗普及担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>13 公共汚水ますの設置に関する事。</li> <li>14 水洗化普及に関する事。</li> <li>15 水洗便所改造資金貸付け等に関する事。</li> <li>16 指定排水設備工事業者に関する事。</li> <li>17 排水設備等の施工計画の確認及び完了検査に関する事。</li> </ol>
	収納担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>18 公共下水道事業の受益者負担に関する事。</li> <li>19 下水道使用料の調定及び徴収に関する事。</li> </ol>
排水対策課	排水対策担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水対策等に関する事。</li> <li>2 排水施設等及び用地の維持管理に関する事。</li> <li>3 排水施設等の接続及び移管に関する事。</li> <li>4 排水施設等の補修に関する事。</li> <li>5 軽易な工事に関する事。</li> <li>6 排水施設台帳の調製及び保管に関する事。</li> <li>7 ひ管の維持管理に関する事。</li> <li>8 準用河川に係る申請及び占用許可に関する事。</li> <li>9 法定買外公共物等に係る申請に関する事。</li> <li>10 開発行為等の協議に関する事。</li> <li>11 排水用地の取得、借地、補償及び登記事務に関する事。</li> </ol>

## Ⅷ 用語の説明

### ア 行

<b>一律排水基準</b>	水質汚濁防止上必要最低限の排水の水質を示すもの。公共用水域に排出される特定事業場からの排水に対して全国一律に適用される排水基準であり、環境省令第11号（「排水基準を定める省令」）で定める。
<b>上乘せ排水基準</b>	水質汚染が著しい地域において、都道府県が条例によって定める、一律排水基準より厳しい排水基準をいう。
<b>エアレーションタンク（ばっ気槽）</b>	活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。
<b>塩素混和池</b>	最終沈殿地で処理された処理水を塩素などと混和して滅菌するための池。
<b>汚泥</b>	水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿、堆積し泥状になったものをいう。
<b>汚泥濃縮タンク</b>	汚泥の含水率を下げ体積を減少させるために設けるタンクをいう。汚泥の濃縮方法には重力式、浮上式、遠心力式等がある。
<b>汚泥消化タンク</b>	汚泥中の有機物を分解して無機物化するためのタンクをいう。その形式には加温式と無加温式、また一段消化と多段消化がある。
<b>汚泥洗浄タンク</b>	消化された汚泥はアルカ度が高くぬるぬるし、脱水効率が悪いので、それを十分水洗いして、脱水しやすくするためのタンクである。
<b>汚泥処理</b>	汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥量を減少、安定化、無害化させることをいう。
<b>汚泥処分</b>	処理された汚泥を埋立、海洋還元または緑農地還元、建設資材、土壌改良剤等の有効利用などにより最終的に処分することをいう。
<b>汚泥の有効利用</b>	下水汚泥を再生加工し、緑地や農地の有機肥料、あるいは建設資材等に利用することをいう。

### カ 行

<b>開削工法</b>	下水管渠を布設する工法の一つで、溝を掘って下水管を埋設する工法であり、下水管渠埋設に広く用いられている。
<b>活性汚泥法</b>	活性汚泥とはバクテリアなどの微生物のかたまりであり、これを用いた下水処理の方法を活性汚泥法という。エアレーションタンクの中で下水と活性汚泥を混ぜ、空気を吹き込むと、バクテリアが活発化して下水中の有機物を吸着し、きれいな上澄み液が得られる。上澄み液は滅菌して川や海に流し、活性汚泥は水分を抜いて建設資材などに再利用される。
<b>環境基本法</b>	環境の保全について基本理念を定めるとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした法律。
<b>共同溝</b>	整然とした都市形成を図るため、上下水道、電気、ガス、電信電話等の配管、配線を共同して同一管内で行う目的で地下に構築される大断面渠をいう。

繰越金	会計年度独立の原則により、「各会計年度における歳出には、その年度の歳入を充てなければならない」と定められている。これに基づき決算した結果、余剰金が発生したり、会計年度内に支出できなかった金額が発生した場合、それらの金額が翌年度の予算に計上されたもの。
計画汚水量	下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量。
計画目標年次	計画の目標とすべき年次をいうが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。
下水道処理水の再利用	水需要の逼迫した地域を中心に、下水処理水を水資源としてとらえ、所要の処理を行った上で雑用水、工業用水、農業用水等として再び利用することをいう。
下水道事業債	地方公共団体が下水道事業費の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種で、都市下水路を除く下水道事業に対し許可されるもので地方債計画上公営企業債の中に計上される。
下水道事業認可	公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣の許可を受けることが必要で、これを下水道事業認可という。
下水道使用料	下水道の維持管理費等を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。
下水道台帳	下水道管理者が調製保管する台帳。施設の敷設箇所、構造、能力等を適確に把握し、維持管理を適正に行うため、その調整・保管及び記載事項等が法第23条に定められている。
下水道への一般会計繰出金	下水道建設費のうち補助金、受益者負担金及び起債をあてた以外の部分、維持管理費のうち使用料をあてた以外の部分について一般会計より、下水道会計に繰り入れられるものをいう。
下水道法	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。
公害対策基本法	事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とした法律であったが、平成5年の環境基本法の制定に伴い廃止された。
高級処理	下水を標準活性汚泥法、活性汚泥法変法、標準散水濾床法等によって処理することをいい、現在の下水処理において主流をなしている処理である。
公共ます	排水設備と公共下水道の接点で集められた下水は、これから取付管によって管渠に接続される。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供さ

	れる水路をいう。
公共下水道	市街地における下水を排除又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
公債費	市債（地方債）の償還にあてられる費用。
高度処理	通常行われる二次処理より高度な水質が得られる処理をいう。通常の二次処理の除去対象水質（BOD、SS等）の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質（窒素、リン等）の除去率向上を目的とする処理を含む。
合流式下水道	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水道事業を行っている都市で採用されていたが、最近では分流式が主流となっている。
国費（交付金）	下水道建設を行う地方自治体に対し、国から交付される交付金のこと。事業費の50%は交付金により賄われる。

### サ 行

最終沈殿池（終沈）	エアレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。
最初沈殿池（初沈）	微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。
三次処理	標準活性汚泥法等の高級処理（二次処理）過程を経た下水を更に高度な水質とするための処理過程をいう。
COD（科学的酸素要求量）	主として水中の酸化されやすい有機物が過マンガン酸カリウムによって酸化されるのに要する酸素量を mg/l で表したもので、水質汚濁の重要な指標の1つである。
止水工事	建物の中に水が漏れこむのを防ぐための工事。下水道においては、不明水対策として用いられる。
シールド工法	路面の掘削をさけ、交通等地上の土地利用を妨げずに管渠を築造するため、シールド機を地中で推進させながら、その前部で掘削して、推進後後部で鋼製または鉄筋コンクリート製のセグメントを組み立てトンネルを築造する工法。
市街化区域	都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分け、前者を市街化区域という。
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。通称として下水処理場といわれることもある。
資本費	市債の元金及び利子の償還にあてられる費用のこと。
資本費算入率	汚水処理に係る資本費を下水道使用料対象経費に算入する率
受益者負担金	国または地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に

	要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務をいう。(都計法75)
処理人口	供用開始区域内の人口。
処理面積	供用開始区域の面積。
浄化槽(合併処理浄化槽)	し尿と生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のこと。下水道未整備地区を中心に普及しているが、処理能力の観点から、下水道が整備されている地区では三年以内に公共下水道への切替を行うことが下水道法第11条で義務づけられている。
除害施設	公共下水道施設及び機能にし障害を来すおそれのある汚水を排出する使用者に対して設置させることが出来る前処理施設。
処理施設	下水の水質を河川やその他の公共の水域又は、海域に放流しうる水質にまで改善する施設。大別して、水処理施設(沈砂池-初沈-曝気槽-終沈-消毒池)と汚泥処理施設(濃縮槽-消化槽-洗浄槽-脱水機-焼却炉)とに分かれる。
推進工法	管の先端に刃口を装備し、掘削しつつ立抗に設備したジャッキによって、管を地中に押し込みながら敷設する工法。管の先端にシールド機を装備したものをセミシールド工法といい推進工法の一つである。
水洗化人口	公共下水道(汚水)に接続している人口。
整備人口	公共下水道(汚水)工事が完了している区域内の人口。
全体設計	事業が大規模または特殊なものであり、しかも施工上工事を一括して施工する必要があるため工期が2ヶ年以上に渡る場合に適用される。全体設計の承認は、法律上の債務負担行為ではないが、国土交通省都市・地域整備局の運用として、当該年度の予算の範囲内で優先的に補助金の配分を行うこととしている。

## 夕 行

脱水機	処理場で、濃縮槽、消化槽、洗浄槽などから排出された汚泥の含水率を下げるために設けられる固液分離装置。
単独事業	国費・県費等を財源としない事業。
地方債	地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借り入れ、又は債権を発することにより負う債務。
沈砂池	流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池。
特定環境保全公共下水道	公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道である。
特定公共下水道	公共下水道の一種であるが、工場等の排水が多いため下水道の建設費の一部を排水を出す工場等を設置する事業者負担させて事業を行うものである。
特定施設	水質汚濁防止法による排水規制の対象となる施設で、同法施行令により指定されている。下水道法上も、特定施設を設置する事業場(特定事業場)から下水を排除する者は、改善命令等による規制の対象となっている。



特債（特別の地方債）	特別の地方債の略。国庫補助金の分割交付制度に伴って許可される地方債で地方債務計画上、公営企業債の下水道事業の中に特別分として別枠計上されることから、特別の地方債と呼ばれる地方債の一形態。全額政府資金が充当される。
都市計画区域	都市計画は、普通都道府県が指定した区域について土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。
都市計画法事業認可	都市計画法による都道府県知事（市町村施行）、国土交通大臣（都道府県施行）の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業認可を受けた事業に対し与えられ、事業地、設計の概要、事業施行期間等の事業計画を決定するもの。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
取付け管	汚水マスまたは雨水マスと下水管渠と接続するために敷設される管をいう。

## ナ 行

認可人口	下水道法に基づく事業認可を取得した区域に住んでいる人口。
認可面積	下水道法に基づく事業認可を取得した面積。
ノルマルヘキサン抽出物質	ノルマルヘキサンによって、抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼすことから下水道への排水が規制されている。

## ハ 行

排水設備	下水を公共下水道に流入させるために必要な配水管、排水渠等。下水道の供用開始後は、下水道法第10条に基づきその建築物の所有者等に設置義務が課せられる。
BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物は微生物の働きによって酸化分解される、このとき微生物が消費する酸素量をmg/lで表したものである。この数値が大きいほど、水質は悪いといえる。
ヒートポンプ	低位置から高位置に水を汲み上げるポンプのように、熱を低温源から高温源に汲み上げる機械。下水の熱を汲み上げて利用する場合に用いられる。
富栄養化現象	河川などにより、生物生産性の低い貧栄養の湖沼あるいは内湾、内海等に窒素、リンなどの栄養塩類が運び込まれ、その水域の栄養塩類が豊富になって生物生産が盛んになる現象をいう。
普及率	下水道の整備状況を表す指数として用いられている。普及率には、面積普及率（市街地面積に対する管渠整備面積普及率）及び処理人口普及率（総人口に対する下水道処理区域内人口の割合）等があるが現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。
不明水	汚水管に入り込んだ雨水や湧水などのこと。費用負担をするべ

	き者が明確でないためこのように呼ばれる。
<b>分流式下水道</b>	汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。
<b>閉鎖性水域</b>	湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く水の交換が行われにくい水域をいう。水理特性上汚濁物が蓄積しやすいため水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。
<b>補助事業</b>	国や県が、相当の反対給付を相手方に求めず、しかし、その用途を定めて交付する金銭を補助金等といい、これらを財源として行われる事業を補助事業という。
<b>ポンプ場</b>	下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で行くのが原則であるが管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。

### マ 行

<b>マンホール</b>	下水管渠と地上を結ぶ設備で、下水管渠の検査または清掃等のために人が出入りするための施設をいう。
--------------	---

### ヤ 行

<b>有収水量</b>	下水道使用料の賦課対象となる水量。
<b>揚水ポンプ</b>	下水を汲み上げるためのポンプ。
<b>横出し排水基準</b>	水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、地方公共団体の条例により規制対象とされた物質または項目に係る排水基準（水質汚濁防止法29）

### ラ 行

<b>流域関連公共下水道</b>	流域下水道に接続するもので、独自の終末処理場を有しない公共下水道をいう。
<b>流域下水道</b>	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県である。
<b>流総計画（流域別下水道整備総合計画）</b>	河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、水域ごとに都道府県が策定する下水道整備に関する総合的な基本計画。

---

柏市下水道事業年報  
平成22年版

平成22年9月発行  
発行 柏市土木部  
編集 下水道整備課  
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号  
Tel. 04(7167)1111 代表

---

(表紙は、下水道マスコット・キャラクタースイスイ)  
(裏表紙の標語は、平成22年度下水道推進標語)



# 下水道 水から聞こえる「ありがとう」

この年報は再生紙を使用しております。